資料２

令和３年度　木更津市地域防災計画 新旧対照表

＜目次＞

第１編　総則 2
第２編　地震・津波編 5
地震・津波編附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画 48
第３編　風水害等編 53
第４編　放射性物質事故編 94
第５編　大規模火災等編 95
第６編　公共交通等事故編 101
【協　定　編】 103
【資　料　編】 106

~~削除~~　　追加・修正

第１編　総則

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
表紙	令和~~２~~年度改訂	表紙	令和３年度改訂
総-1	第１章 計画の目的及び構成 第１節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和 43 年の計画策定以降、~~令和元年８月~~の最終修正まで幾度に渡る修正を行ってきた。 平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成 23 年 12 月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、令和２年５月には令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の教訓を取り入れた修正が行われている。千葉県においても~~令和２年６月~~に地域防災計画の修正を行ったところである。	総-1	第１章 計画の目的及び構成 第１節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和 43 年の計画策定以降、令和３年３月の最終修正まで幾度に渡る修正を行ってきた。 平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成 23 年 12 月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、令和２年５月には令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の教訓を取り入れた修正が行われている。千葉県においても令和３年 12 月に地域防災計画の修正を行ったところである。
総-13	第４章 地勢概要等 １ 自然環境 （１）位置 本市は、千葉県のほぼ中央部の東経 139 度 55 分 13 秒、北緯 35 度 22 分 20 秒（市役所本庁舎）に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ケ浦市、南は君津市に隣接し、~~平成 31 年１~~月１日現在、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は ~~138.95~~k ㎡で、東西に広く伸びている。 ２ 社会環境 （１）人口	総-13	第４章 地勢概要等 １ 自然環境 （１）位置 本市は、千葉県のほぼ中央部の東経 139 度 92 分 48 秒、北緯 35 度 38 分 12 秒（市役所本庁舎）に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ケ浦市、南は君津市に隣接し、令和３年７月１日現在、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は 138.90k ㎡で、東西に広く伸びている。 ２ 社会環境 （１）人口

旧（令和 2 年改訂版）		新（令和 3 年改訂版）	
	本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、令和 ~~2~~ 年 4 月 1 日現在、人口 ~~135,400~~ 人、世帯数 ~~62,561~~ 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、本市在住者のうち市外への通勤・通学者が 29,396 人、市外から市内への通勤・通学者が 26,132 人となっている（平成 27 年国勢調査による）。 ~~年齢構成別分布では、40～44 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。~~		本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、令和 3 年 4 月 1 日現在、人口 135,634 人、世帯数 63,611 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、**年齢構成別分布では、45～49 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。** 本市在住者のうち市外への通勤・通学者が 29,396 人、市外から市内への通勤・通学者が 26,132 人となっている（平成 27 年国勢調査による）。
総-14	（3）ライフライン 上下水道は木更津市により整備され、令和元年末現在、上水道の普及率が 99.~~7~~%、下水道の人口普及率が ~~55.2~~%となっている。 また、ガスは東京ガス株式会社~~及び民間プロパンガス~~供給会社、電力は東京電力パワーグリッド株式会社等により供給されている。	総-14	（3）ライフライン 上下水道は木更津市により整備され、令和 3 年末現在、上水道の普及率が 99.9%（令和 2 年 3 月末現在）、下水道の人口普及率が 55.7%（令和 3 年 3 月末現在）となっている。 また、ガスは東京ガス株式会社等各種ガス供給会社、電力は東京電力パワーグリッド株式会社等各種電力供給会社により供給されている。

旧（令和 2 年改訂版）		新（令和 3 年改訂版）	
総-18	（２）風水害等 本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。 ■風水害等の履歴 -略-	総-18	（２）風水害等 本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。 ■風水害等の履歴 -略-

第２編　地震・津波編

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	実施担当一覧 		実施担当一覧
地-1	第１章 総　　則 第１節 地震・津波対策の基本的視点 ~~平成 25 年度に修正を行った~~本計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものである~~るが~~、~~見直しに当たっての~~基本的な視点は次のとおりである。 -略- ３ あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること	地-1	第１章 総　　則 第１節 地震・津波対策の基本的視点 本計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであり、基本的な視点は次のとおりである。 -略- ３ あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること
地-8	第２章 災害予防計画 第１節 防災意識の向上 -略- ３ 防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難勧告等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。	地-8	第２章 災害予防計画 第１節 防災意識の向上 -略- ３ 防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難指示等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>地-10</td><td>■自主防災組織の活動形態
<table><tr><td>平常時</td><td>１防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
２地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
３防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
４家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
５防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救</td></tr><tr><td>発災時</td><td>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波警報等、ライフラインの状況、避難~~勧告又は~~指示など））
2 出火防止、初期消火
3 救出・救護（救出活動・救護活動）
4 避難（避難誘導、避難所の運営等）
5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配</td></tr></table></td><td>地-10</td><td>■自主防災組織の活動形態
<table><tr><td>平常時</td><td>１防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
２地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
３防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
４家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
５防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救</td></tr><tr><td>発災時</td><td>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波警報等、ライフラインの状況、避難指示など））
2 出火防止、初期消火
3 救出・救護（救出活動・救護活動）
4 避難（避難誘導、避難所の運営等）
5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>地-13</td><td>第２節 津波災害予防対策
-略-
３ 津波避難対策
（１）避難体制の確立
-略-
イ 避難の指示の伝達
危機管理課は、~~避難勧告~~等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示~~（緊急）~~ができる組織体制の整備を図る。
なお、避難指示~~（緊急）~~にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示~~（緊急）~~の内容について周知を図るものとする。
①気象庁より津波警報等が発表されたときには、市長は海浜にあ</td><td>地-13</td><td>第２節 津波災害予防対策
-略-
３ 津波避難対策
（１）避難体制の確立
-略-
イ 避難の指示の伝達
危機管理課は、避難指示等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。
なお、避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。
①気象庁より津波警報等が発表されたときには、市長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	る者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう~~勧告・~~指示するものとする。 -略- ③我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、~~避難準備・高齢者等避難開始~~、~~避難勧告~~の発令を検討するものとする。		台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。 -略- ③我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。
地-17	第３節 火災等予防対策 １ 地震火災の防止 -略- （４）火災予防についての啓発 消防本部は、~~毎年３月１日から３月７日までの~~春季火災予防運動期間、~~11月９日から11月15日までの~~秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。	地-17	第３節 火災等予防対策 １５ 地震火災の防止 -略- 火災予防についての啓発 消防本部は、春季火災予防運動期間、及び秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。
地-18	５ 防災空間の整備・拡大 -略- （２）都市公園の整備 都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っている。そのため、市街地整備課は、計画的な公園整備を行うとともに、火災に強い樹木の植栽を行うなど	地-18	５ 防災空間の整備・拡大 -略- （２）都市公園の整備 都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っている。そのため、市街地整備課は、計画的な公園整備を行うとともに、防災施設（かまどベンチやマンホ

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	防災機能を持たせるように努める。		ールトイレ等）の設置や火災に強い樹木の植栽を行うなど防災機能を持たせるように努める。
地-21	第５節 建築物の耐震化等の促進 -略- ２ 建築物等の耐震対策 （１）耐震診断・改修の促進 -略- そこで、建築指導課は、「木更津市耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の耐震改修を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉込め防止・復旧推進対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じる一方、県や関係団体（千葉県建築防災連絡協議会、千葉県特定行政庁連絡協議会、君津地域耐震改修促進協議会、ちば安心住宅リフォーム推進協議会及び自治会等）と連携して、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所持者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する。特に、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するため、特定建築物の所有者等に対しては、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う。 -略- （２）教育施設の耐震化 学校施設は、児童生徒が１日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、~~教育部施設課は、~~市立の小中学校施設等について、計画的につり天井等非構造部材を含めた耐震化を進める。	地-21	第５節 建築物の耐震化等の促進 -略- ２ 建築物等の耐震対策 （１）耐震診断・改修の促進 -略- そこで、建築指導課は、「木更津市耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の耐震改修を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止・復旧推進対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じる一方、県や関係団体（千葉県建築防災連絡協議会、千葉県特定行政庁連絡協議会、君津地域耐震改修促進協議会、ちば安心住宅リフォーム推進協議会及び自治会等）と連携して、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所持者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する。特に、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するため、特定建築物の所有者等に対しては、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う。 -略- （２）教育施設の耐震化 学校施設は、児童生徒が１日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、市立の小中学校施設等について、計画的につり天井等非構造部材を含めた耐震化を進める。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
地-22	（８）ライフライン施設の耐震化 　各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。 ア　水道施設 　~~市~~は 、かずさ水道広域連合企業団と連携し、水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。	地-22	（８）ライフライン施設の耐震化 　各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。 ア　水道施設 　危機管理課は 、かずさ水道広域連合企業団と連携し、水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。
地-24	第６節　液状化災害予防対策 -略- ２　ライフライン施設、公共施設の液状化対策 （１）上水道施設 　~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団~~と連携し~~、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。	地-24	第６節　液状化災害予防対策 -略- ２　ライフライン施設、公共施設の液状化対策 （１）上水道施設 　かずさ水道広域連合企業団は、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。
地-27	第７節　土砂災害等予防対策 １　土砂災害の防止・孤立集落対策 -略- カ　行為の制限 　県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、~~防災措置の勧告及び~~改善措置の命令等を行う。 　また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。 -略-	地-27	第７節　土砂災害等予防対策 １　土砂災害の防止・孤立集落対策 -略- カ　行為の制限 　県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、改善措置の命令等を行う。 　また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。 -略- エ　情報の伝達

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	エ 情報の伝達 危機管理課は、危険住宅に対して~~避難勧告~~等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。		危機管理課は、危険住宅に対して**避難指示**等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。
地-28	第８節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 １ 在宅要支援者への対応 -略- （１）避難行動要支援者情報の共有 ア 避難行動要支援者の所在把握 市では、「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成 22 年３月）」を策定し、「要援護者リスト」を整備・更新している。災害対策基本法の一部改定（平成 25 年６月、第四十九条の十）に定める「避難行動要支援者名簿」については、「要援護者リスト」を準用するものとする。 現在、避難行動要支援者の名簿は、地区の避難所に保管されており、災害発生時の~~所在確認を~~することとなっている。今後も、~~要支援者本人又はその家族から同意を得て、~~名簿の更新を行う。 また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。	地-28	第８節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 １ 在宅要支援者への対応 -略- （１）避難行動要支援者情報の共有 ア 避難行動要支援者の所在把握 -略- 市では、「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成 22 年３月）」を策定し、「要援護者リスト」を整備・更新している。災害対策基本法の一部改定（平成 25 年６月、第四十九条の十）に定める「避難行動要支援者名簿」については、「要援護者リスト」を準用するものとする。 現在、避難行動要支援者の名簿は、地区の避難所に保管されており、災害発生時の**住民の所在確認のために利用**することとなっている。今後も**随時、**名簿の更新を行う。 また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。
地-29	第８節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 １ 在宅要支援者への対応 -略- （５）避難施設等の整備及び周知 避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「災害時における避難所運営の手引き」~~（千葉県、平成 29 年~~	地-29	第８節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 １ 在宅要支援者への対応 -略- （５）避難施設等の整備及び周知 避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、**県の**「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、避

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	~~7 月）~~に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携など避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。 -略- （７）~~避難勧告~~等の情報伝達 避難行動要支援者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による~~避難勧告~~等の周知を図る。		難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携など避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。 -略- （７）**避難指示**等の情報伝達 避難行動要支援者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による**避難指示**等の周知を図る。
地-30	３ 外国人への対応 地方創生推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、地方創生推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。 ~~市~~は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。	地-30	３ 外国人への対応 地方創生推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、地方創生推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。 **観光振興課**は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。
地-31	第９節 情報連絡体制の整備 １ 市における災害情報通信施設の整備 -略- （２）非常通信体制の強化 ~~市（~~危機管理課~~）~~、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有	地-31	第９節 情報連絡体制の整備 １ 市における災害情報通信施設の整備 -略- （２）非常通信体制の強化 危機管理課、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 74 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。 また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。		無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 74 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。 また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。
地-33	３　警察における災害通信網の整備 ~~（１）~~警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備されている。 ~~（２）~~市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。	地-33	３　警察における災害通信網の整備 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備されている。市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。
地-34	第１０節 備蓄・物流計画 １　食料・生活必需品等の供給体制の整備 -略- （２）備蓄・調達体制の整備 -略- ア　生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や~~避難行動要支援者~~・女性の避難生活等に配慮する。	地-34	第１０節 備蓄・物流計画 １　食料・生活必需品等の供給体制の整備 -略- （２）備蓄・調達体制の整備 -略- ア　生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や**要配慮者**・女性の避難生活等に配慮する。
地-35	イ　市における物流体制 市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難	地-35	イ　市における物流体制 市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、ＮＰＯ、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。 　また、~~市~~は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。なお、物資集積拠点の選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。 ２　医薬品及び応急医療資機材等の整備 －略－ （２）応急医療資機材の備蓄 　大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、~~市~~は 県と連携し、平時から体制整備に努める。 －略－ ３　燃料対策 　管財課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、~~ＬＰガス協会との燃料供給に関する災害協定の実施体制を整備するほか、千葉県石油商業協同組合と石油燃料の供給に関する協力体制の整備を検討する。~~		者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、ＮＰＯ、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。 　また、**危機管理課**は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。なお、物資集積拠点の選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。 ２　医薬品及び応急医療資機材等の整備 －略－ （２）応急医療資機材の備蓄 　大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、**健康推進課**は 県と連携し、平時から体制整備に努める。 －略－ ３　燃料対策 　管財課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、**ＬＰガス協会及び千葉県石油商業協同組合との災害協定に基づき、実施体制を整備する。**
地-36	第１１節 防災施設の整備 －略－ ３　避難施設の整備 －略－	地-36	第１１節 防災施設の整備 －略－ ３　避難施設の整備 －略－

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	（１）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」~~（千葉県、平成 29 年７月）~~により、次のような設備を整備する。 ①　施設の選定にあたっては、~~災害により重大な被害が及ばない~~耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。		（１）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、県の「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備を整備する。 ①　施設の選定にあたっては、耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
地-37	⑦　避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、~~エルピー~~ガス~~など~~の非常用燃料の確保に努める。 -略- ⑪　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	地-37	⑦　避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、ＬＰガス等の非常用燃料の確保に努める。 -略- ⑪　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者及び関係部局との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
地-38	（５）誘導標識の設置 危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本~~工業~~規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。	地-38	（５）誘導標識の設置 危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
地-39	第１２節 帰宅困難者対策 １　帰宅困難者等 -略- （２）事業所等への要請	地-39	第１２節 帰宅困難者対策 １　帰宅困難者等 -略- （２）事業所等への要請

旧（令和２年改訂版）	新（令和３年改訂版）
危機管理課は、学校、事業所、大規模集客施設等、災害時に交通が途絶した場合に、~~従業員、生徒、来客者等~~が帰宅困難者となるおそれのある施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。	危機管理課は、学校、事業所、大規模集客施設等、災害時に交通が途絶した場合に、児童・生徒、従業員、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。
-略-	-略-
（２）安否確認手段の普及・啓発	（２）安否確認手段の普及・啓発
一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、危機管理課は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、web171、J-anpi、ツイッター・~~Facebook~~ 等のＳＮＳ、ＩＰ電話など、複数の安否確認手段について、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。	一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、危機管理課は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、web171、J-anpi、ツイッター・フェイスブック等のＳＮＳ、ＩＰ電話など、複数の安否確認手段について、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。
（３）帰宅困難者等への情報提供	（３）帰宅困難者等への情報提供
~~企業、学校など~~関係機関において~~従業員や児童・生徒~~等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。	学校、事業所等関係機関において児童・生徒、従業員等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。
-略-	-略-
さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。	さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。
~~※デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワーク~~	

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	~~に接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。~~		
地-40	（４）~~企業、学校など~~関係機関における施設内待機のための対策 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、危機管理課は、~~企業・学校など~~関係機関に対し、~~従業員等や児童・生徒~~を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。 また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。 ３ 帰宅困難者等の安全確保対策 （１）一時滞在施設の確保と周知 危機管理課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるため~~の一時滞在施設を~~指定する。 民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し~~指定~~する。 また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。	地-40	（４）**学校、事業所等**関係機関における施設内待機のための対策 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、危機管理課は、**学校、事業所等**関係機関に対し、**児童・生徒、従業員等**を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。 また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。 ３ 帰宅困難者等の安全確保対策 （１）一時滞在施設の確保と周知 危機管理課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるため、**市有施設を一時滞在施設として**指定する。 民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し**、一時滞在施設として**確保する。 また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。
	第１３節 防災体制の整備 -略-		第１３節 防災体制の整備 -略-
地-43	５ 給水体制の整備	地-43	５ 給水体制の整備

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	（１）給水資器材の整備 ~~市~~は 、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。 -略- （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、~~市は 、~~かずさ水道広域連合企業団~~と連携し~~、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。		（１）給水資器材の整備 危機管理課は 、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。 -略- （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。
地-46	第３章 災害応急対策計画 第１節 災害対策本部活動 １ 災害対策本部 -略- （８）災害対策本部の機能強化 -略- ウ 避難所運営機能の強化 災害対策本部に避難所運営支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。 -略-	地-46	第３章 災害応急対策計画 第１節 災害対策本部活動 １ 災害対策本部 -略- （８）災害対策本部の機能強化 -略- ウ 避難所運営機能の強化 災害対策本部に避難所運営等支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。 -略-

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>地-47</td><td>オ 職員の応援及び受援体制の強化
災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員派遣班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。</td><td>地-47</td><td>オ 職員の応援及び受援体制の強化
災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員支援班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。</td></tr>
<tr><td>地-48</td><td>木更津市災害対策本部組織図
<table><tr><td rowspan="3">市長公室</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>経営改革班</td><td>経営改革課</td></tr><tr><td>シティプロモーション班</td><td>シティプロモーション課</td></tr></table>
<table><tr><td rowspan="5">総務部</td><td>本部班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr><tr><td>職員班</td><td>職員課</td></tr><tr><td>管財班</td><td>管財課</td></tr><tr><td>資産管理班</td><td>資産管理課</td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>総務部長が指名する職員</td></tr></table>
<table><tr><td rowspan="3">環境部</td><td>環境管理班</td><td>環境管理課</td></tr><tr><td>廃棄物対策班</td><td>まち美化推進課、~~火葬場建設準備室~~</td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>環境部長が指名する職員</td></tr></table></td><td>地-48</td><td>木更津市災害対策本部組織図
<table><tr><td rowspan="3">市長公室
部</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr><tr><td>経営改革班</td><td>経営改革課・公共施設マネジメント課</td></tr><tr><td>シティプロモーション班</td><td>シティプロモーション課</td></tr></table>
<table><tr><td rowspan="5">総務部</td><td>本部班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr><tr><td>職員班</td><td>職員課</td></tr><tr><td>管財班</td><td>管財課</td></tr><tr><td>資産管理班</td><td>資産管理課・災害復興支援課</td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>総務部長が指名する職員</td></tr></table>
<table><tr><td rowspan="3">環境部</td><td>環境管理班</td><td>環境管理課</td></tr><tr><td>廃棄物対策班</td><td>まち美化推進課、火葬場建設課</td></tr><tr><td>被害調査班</td><td>環境部長が指名する職員</td></tr></table></td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）

地-49

都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住宅班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土木班	土木課
	~~被害調査班班~~	~~都市整備部長が指名する職員~~

	避難所運営支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員派遣班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

地-50

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	所掌事務
市長公室	秘書班					本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。
	経営改革班					部内他班の協力及び調整に関すること。
	シティプロモーション班					災害情報の収集伝達，災害記録（写真を含む。）の総括に関すること。
						避難勧告等の伝達に関すること。
						帰宅困難者への情報提供に関すること。
						報道機関との連絡に関すること。
総務部	本部班●					災害危険情報等の収集，非常配備，本部の設置，避難勧告等の判断に関すること。
						被害状況，応急対策実施状況の総括に関すること。

-略-

新（令和３年改訂版）

地-49

都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住宅班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土木班	土木課

	避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

地-50

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	所掌事務
市長公室部	秘書班					本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。
	経営改革班					部内他班の協力及び調整に関すること。
	シティプロモーション班					災害情報の収集伝達，災害記録（写真を含む。）の総括に関すること。
						避難指示等の伝達に関すること。
						帰宅困難者への情報提供に関すること。
						報道機関との連絡に関すること。
	被害調査班▲					大久保，八幡台，羽島野，上島田，中島田及び下島田の被害状況の把握に関すること。
総務部	本部班●					災害危険情報等の収集，非常配備，本部の設置，避難指示等の判断に関すること。

-略-

旧（令和 2 年改訂版）			新（令和 3 年改訂版）		
地-51		被害調査班▲	岩根、滝砂、本郷、高柳、若葉町及び金田地区の被害状況の把握に関すること。	地-51	被害調査班▲	岩根、滝砂、本郷、高柳、若葉町、中島、鳳倉、鰐戸、牛込、中野、北浜町、金田東、潮見、築地、木材港、潮浜及び新港の被害状況の把握に関すること。
	企画部	企画班●	災害情報の収集伝達に関すること。		企画部	企画班●	災害情報の収集伝達に関すること。
			外国人対策に関すること。				外国人対策に関すること。
		被害調査班▲	太田、長須賀、永井作、祇園及び清見台地区の被害状況の把握に関すること。			被害調査班▲	太田、東太田、長須賀、永井作、祇園、清見台、清見台東及び清見台南の被害状況の把握に関すること。
	財	財政班●	災害関係予算その他財政に関すること。				
地-51			義援金の受付及び保管に関すること。	地-51			義援金の受付及び保管に関すること。
		被害調査班	菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南及び真舟地区の被害状況の把握に関すること。			被害調査班	菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南、真舟及び千束台の被害状況の把握に関すること。
	市民部	市民班●	応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。		市民部	市民班●	応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。
			救援物資の募集、受け付けに関すること。				救援物資の募集、受け付けに関すること。
		保険年金班	生活物資の避難所への搬送に関すること。			保険年金班	生活物資の避難所への搬送に関すること。
			救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。				救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。
		市民活動支援班	交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。			市民活動支援班	交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。
			被災者相談窓口開設及び運営に関すること。				被災者相談窓口開設及び運営に関すること。
		被害調査班▲	中里及び江川地区の被害状況の把握に関すること。			被害調査班▲	中里、江川、西岩根、久津間及び万石の被害状況の把握に関すること。
	健康こども部	子育て支援班	児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。		健康こども部	子育て支援班	児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。
			要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。				要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。
			福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。				福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。
		こども保育班	応急保育に関すること。			こども保育班	応急保育に関すること。
			福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。				福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。
			児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。				児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。
		健康推進班	要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。			健康推進班	要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。
			医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。				医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。
			被災者の健康管理、防疫に関すること。				被災者の健康管理、防疫に関すること。
			医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。				医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。
		ｽﾎﾟｰﾂ振興班	市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関すること。			ｽﾎﾟｰﾂ振興班	市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関すること。
		被害調査班▲	久津間及び万石地区の被害状況の把握に関すること。			被害調査班▲	畑沢、畑沢南、港南台及び小浜の被害状況の把握に関すること。
	福	社会福祉班●	災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。		福	社会福祉班●	災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。

	旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）
地-52		地-52	
地-53	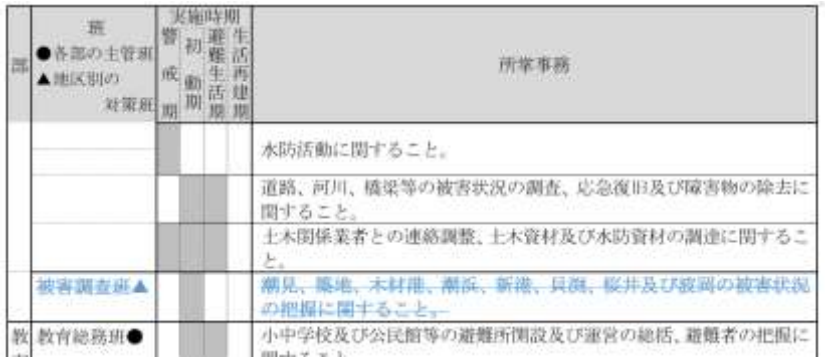 -略- 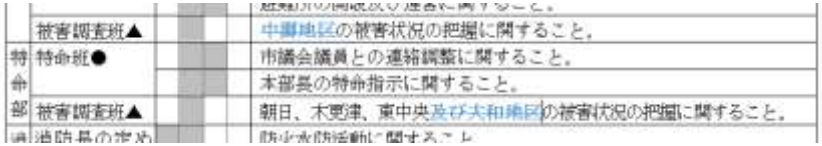 -略- 	地-53	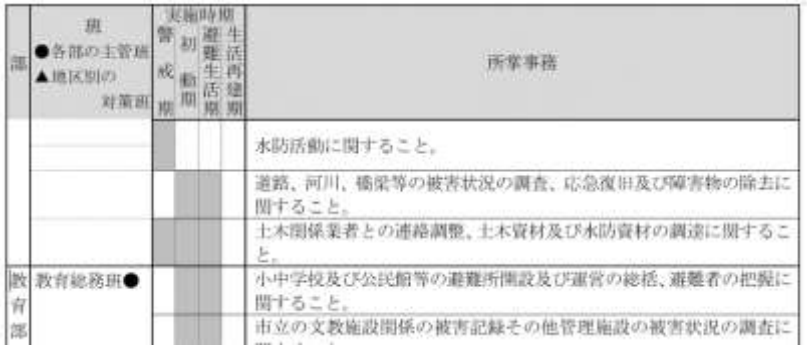 -略- 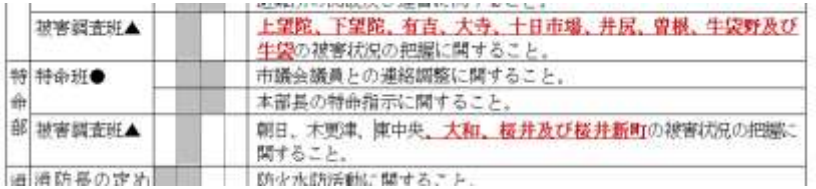 -略- 地-54

旧（令和２年改訂版）

－略－

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	所掌事務
	避難所運営支援班					避難所の運営の支援に関すること。
	応援職員派遣班					応援職員の派遣及び受援等に関すること。
	避難所開設班					避難所の安全点検に関すること。

地－57

■被害の認定基準

被害の区分	認　定　の　基　準
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

新（令和３年改訂版）

－略－

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	所掌事務
	避難所運営等支援班					避難所の運営の支援に関すること。
	応援職員支援班					応援職員の派遣及び受援等に関すること。
	避難所開設班					避難所の安全点検に関すること。

地－57

被害の区分	認　定　の　基　準
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。
住家の大規模半壊	**居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものをいう。**
住家の中規模半壊	**居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものをいう。**
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
住家の準半壊	**住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものをいう。**
準半壊に至らない	**住家の損害割合が 10%未満のものをいう。**
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>第２節 情報収集・伝達体制
１ 通信体制
-略-
地-60 オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請
災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。
なお、知事、市長が行う避難の~~勧告、~~指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。</td><td></td><td>第２節 情報収集・伝達体制
１ 通信体制
-略-
地-60 オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請
災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。
なお、知事、市長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。</td></tr>
<tr><td>地-62</td><td>（１）警報及び情報等の種類
■地震情報の種類
-略-
<table><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度 3 以上で発表する（~~大津波警報、~~津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>震度 3 以上の地震が発生した場合、~~大津波警報、~~津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。
地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名 を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村~~名~~を発表。</td></tr></table>-略-
なお、各情報の作成に用いる県内の震度は、県（74 ヶ所）、気象</td><td>地-62</td><td>（１）警報及び情報等の種類
■地震情報の種類
-略-
<table><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度 3 以上で発表する（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>震度 3 以上の地震が発生した場合、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。
地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名 を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。</td></tr></table>-略-
なお、各情報の作成に用いる県内の震度は、県（74 ヶ所）、気象庁（20 ヶ所）、防災科学技術研究所（11 ヶ所）、千葉市（4 ヶ所）、</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（~~5~~ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（~~平成 31~~年４月１日現在）。		松戸市（1 ヶ所 ）により設置された震度計のデータを用いている（令和３年４月１日現在）。
地-67	４ 報告 -略- （２）県等への被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度５強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」により被害の有無を問わず、第１報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。 また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから~~市~~は 、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、~~市~~は 、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。	地-67	４ 報告 -略- （２）県等への被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度５強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」により被害の有無を問わず、第１報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。 また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから本部班は 、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、本部班は 、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

旧（令和 2 年改訂版）		新（令和 3 年改訂版）	
地-69	５ 災害時の広報 情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。 （１）一般広報 ア 広報の項目 シティプロモーション班は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目 ①　災害情報及び被災状況に関すること ○災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ②　避難に関すること ○　避難の~~勧告・~~指示 ○　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③　市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○　本部の設置 ○　救護所、避難所の開設状況 ○　医療救護、衛生知識の周知 ○　給水、給食等の実施状況 ○　その他、被災者の支援情報 ④　ライフラインの状況 ⑤　交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥　流言飛語の防止に関する状況 ⑦　その他	地-69	５ 災害時の広報 情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。 （１）一般広報 ア 広報の項目 シティプロモーション班は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目 ①　災害情報及び被災状況に関すること ○災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ②　避難に関すること ○　避難の指示 ○　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③　市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○　本部の設置 ○　救護所、避難所の開設状況 ○　医療救護、衛生知識の周知 ○　給水、給食等の実施状況 ○　その他、被災者の支援情報 ④　ライフラインの状況 ⑤　交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥　流言飛語の防止に関する状況 ⑦　その他

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>−略−
６　報道機関への対応
−略−</td><td></td><td>−略−
６　報道機関への対応
−略−</td></tr>
<tr><td>地−70</td><td>（２）報道機関への要請
ア　災害対策本部や避難者への配慮
~~秘書~~班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。</td><td>地−70</td><td>（２）報道機関への要請
ア　災害対策本部や避難者への配慮
シティプロモーション班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。</td></tr>
<tr><td>地−72</td><td>第３節　地震・火災避難計画
<table>
<tr><td>１ 避難の~~勧告又は~~指示等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、
東日本旅客鉄道(株)</td></tr>
<tr><td>２ 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr>
<tr><td>３ 自主避難</td><td></td></tr>
<tr><td>４ 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、避難所開設班</td></tr>
<tr><td>５ 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr>
<tr><td>６ 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr>
<tr><td>７ 在宅避難者への対応</td><td>本部班</td></tr>
</table>
１　避難の~~勧告又は~~指示等
災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。また、「災害時にお</td><td>地−72</td><td>第３節　地震・火災避難計画
<table>
<tr><td>１ 避難の指示等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、
東日本旅客鉄道(株)</td></tr>
<tr><td>２ 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr>
<tr><td>３ 自主避難</td><td></td></tr>
<tr><td>４ 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班、避難所開設班</td></tr>
<tr><td>５ 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr>
<tr><td>６ 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr>
<tr><td>７ 在宅避難者への対応</td><td>本部班</td></tr>
</table>
１　避難の指示等
災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。また、県の「災</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	ける避難所運営の手引き」~~（千葉県、平成 21 年 10 月）~~に基づき、適切な避難誘導体制を整える。 （１）避難~~勧告・~~指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、~~避難のための立ち退きを勧告し促し、緊急を要すると認めるときは~~避難のための立ち退きを指示する。 また、避難~~勧告・~~指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「~~避難準備・高齢者等避難開始~~」を伝達する。 なお、~~避難勧告~~等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと住民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、~~避難勧告~~等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難~~勧告・~~指示等の事務を行う。 なお、~~「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。~~「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、~~勧告よりも拘束力が強く、~~住民等を立ち退かせるものである。		害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整える。 （１）避難指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「**高齢者等避難**」を伝達する。 なお、**避難指示**等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと住民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、**避難指示**等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。 なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

<table>
<tr><th>旧（令和２年改訂版）</th><th>新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>地-73</td><td>■避難の種類及び発令基準の目安
<table><tr><th>種　類</th><th>内　容</th><th>基　準</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。</td><td>①　状況により本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>危険区域の住民が避難すること</td><td>①　火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき
②　その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立退き避難する。
立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内退避の措置をとる。</td><td>①　大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき
②　状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr></table>■避難勧告・指示の発令権者及び要件
<table><tr><th>発令権者</th><th>勧告・指示を行う要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td>○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき
○指示：急を要すると認めるとき</td><td>災害対策基本法第60条第1項</td></tr></table></td><td>地-73</td><td>■避難の種類及び発令基準の目安
<table><tr><th>種　類</th><th>内　容</th><th>基　準</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。</td><td>①　状況により本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立退き避難する。
立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内退避の措置をとる。</td><td>①　火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき
②　大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき
③　状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr></table>■避難指示の発令権者及び要件
<table><tr><th>発令権者</th><th>指示を行う要件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市長</td><td>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</td><td>災害対策基本法第60条第1項</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>地-74</td><td>（３）避難情報等の伝達
ア　住民への伝達
本部班及びシティプロモーション班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。
■避難情報等の伝達</td><td>地-74</td><td>（３）避難情報等の伝達
ア　住民への伝達
本部班及びシティプロモーション班は、避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。
■避難情報等の伝達</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	①　伝達方法 ○　市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）　○　エリアメール ○　きさらづ安心・安全メール　○　市ホームページ ○　コミュニティＦＭ　○　広報車　○　ＣＡＴＶ等報道機関 ○　サイレン又は警報　○　ツイッター等のＳＮＳ ○　その他速やかに住民に周知できる方法 ②　伝達内容 ○　避難の対象区域　○　避難先　○　避難経路 ○　避難~~勧告・~~・指示等の理由　○　その他注意事項 また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急ＦＡＸ119 番制度登録者へＦＡＸにて連絡する。 イ　県に対する報告 本部班は、~~避難勧告~~等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。 ウ　関係機関への通報 本部長（市長）が避難の~~勧告又は~~指示を行った時、又は警察官等から~~勧告又は~~指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。 -略-		①　伝達方法 ○　市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）　○　エリアメール ○　きさらづ安心・安全メール　○　市ホームページ ○　コミュニティＦＭ　○　広報車　○　ＣＡＴＶ等報道機関 ○　サイレン又は警報　○　ツイッター等のＳＮＳ ○　その他速やかに住民に周知できる方法 ②　伝達内容 ○　避難の対象区域　○　避難先　○　避難経路 ○　避難指示等の理由　○　その他注意事項 また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急ＦＡＸ119 番制度登録者へＦＡＸにて連絡する。 イ　県に対する報告 本部班は、**避難指示**等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。 ウ　関係機関への通報 本部長（市長）が避難の指示を行った時、又は警察官等から**避難等の指示**を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。 -略-
地-75	３　自主避難 住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。	地-75	３　自主避難 住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	４ 避難所等の開設と運営 -略- （１）避難所の安全点検及び開放 教育部各班は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。 （２）避難状況の確認・報告 教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難~~勧告・~~指示の伝達を適切に実施する。		**自主避難者の対応は、公民館班が行うものとする。** ４ 避難所等の開設と運営 -略- （１）避難所の安全点検及び開放 教育部各班は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。 **避難所の安全点検の結果、判定が困難な場合は本部から建築指導班へ連絡し、直ちに応急危険度判定士が判定を行う。** （２）避難状況の確認・報告 教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難指示の伝達を適切に実施する。
地-76	（３）避難所の運営 -略- ウ 避難所の運営 避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。 その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつ	地-76	（３）避難所の運営 -略- ウ 避難所の運営 避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。 その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>つ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。
　また、~~令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の感染リスクを下げるため、~~基本的感染予防対策に努めるものとする。</td><td></td><td>つつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。
また、様々な感染症に対する基本的感染予防対策に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>地-78</td><td>第４節　津波避難計画
<table><tr><td>１ 津波警報等の伝達</td><td>本部班、シティプロモーション班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合</td></tr><tr><td>２ 住民等の避難行動</td><td></td></tr><tr><td>３ 住民等の避難誘導</td><td>本部班、シティプロモーション班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署</td></tr></table>１　津波警報等の伝達
（１）本部長（市長）は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある~~避難勧告~~等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意する。
ア　住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び~~避難勧告~~等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。</td><td>地-78</td><td>第４節　津波避難計画
<table><tr><td>４ 津波警報等の伝達</td><td>本部班、シティプロモーション班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合</td></tr><tr><td>５ 住民等の避難行動</td><td>住民等</td></tr><tr><td>６ 住民等の避難誘導</td><td>本部班、シティプロモーション班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署</td></tr></table>１　津波警報等の伝達
（１）本部長（市長）は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意する。
ア　住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>−略−
エ　走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難勧告等の伝達に努める。
−略−
２　住民等の避難行動
（１）住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示~~（緊急）~~の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。</td><td></td><td>−略−
エ　走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示等の伝達に努める。
−略−
２　住民等の避難行動
（１）住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。</td></tr>
<tr><td>地−80</td><td>第５節　避難行動要支援者等の安全確保対策
<table><tr><td>１　避難誘導等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>２　避難行動要支援者の支援</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班</td></tr><tr><td>３　福祉避難所の設置</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>４　避難所から福祉避難所への移送</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>５　被災した避難行動要</td><td>社会福祉班</td></tr></table></td><td>地−80</td><td>第５節　避難行動要支援者等の安全確保対策
<table><tr><td>６　避難誘導等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>７　避難行動要支援者の支援</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班</td></tr><tr><td>８　福祉避難所の設置</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者</td></tr><tr><td>９　避難所から福祉避難所への移送</td><td>社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>１０　　被災した避難行</td><td>社会福祉班</td></tr></table></td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	支援者等の生活の確保		**動要支援者等の生活の確保**
	第６節　消防・救助救急・医療救護活動 １　消防活動 （１）消火活動 -略- ウ　消防団の活動 -略-		第６節　消防・救助救急・医療救護活動 １　消防活動 （１）消火活動 -略- ウ　消防団の活動 -略-
地-84	④　避難誘導 避難の~~勧告・~~指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。	地-84	④　避難誘導 避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。
地-86	５　医療救護 健康推進班は、~~健康推進課を拠点とし、~~大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。 （１）救護本部の設置 ~~市（~~健康推進班~~）~~は、市役所朝日庁舎会議室Ｂに木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。 また、君津健康福祉センターが君津地域の合同救護本部を設置した場合は同本部と連絡調整を行い、同本部の地域災害医療コーディネーターをはじめ、君津地域の各市、災害拠点病院等の各医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。	地-86	５　医療救護 健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。 （１）救護本部の設置 健康推進班は、市役所朝日庁舎会議室Ｂに木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。 また、君津健康福祉センターが君津地域の合同救護本部を設置した場合は同本部と連絡調整を行い、同本部の地域災害医療コーディネーターをはじめ、君津地域の各市、災害拠点病院等の各医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	－略－		－略－
地-87	（２）初動医療体制 ~~ア~~ 救護班の編成 健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護所への~~救護班の編成・~~派遣を要請する。 市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。 ~~イ 救護所の設置~~ ~~健康推進班は、救護所設置予定箇所に職員を派遣し、資器材の確保と必要な環境を確保する。~~ ~~ウ~~ 救護所の運営 救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。 ~~エ~~ 医療用資器材の確保 健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。 輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。 ~~オ~~ 精神医療チームの派遣要請 健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動拠点本部が設置された場合に、ＤＰＡＴの行う医療救護活動との調整を図るものとする。	地-87	（２）初動医療体制 ア 医療機関の状況把握と広報 健康推進班は、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局の被災状況及び稼働状況について把握し、受診可能な医療機関や薬局等の情報を住民に広報する。 イ 救護所の設置 健康推進班は、医療機関の稼働状況を把握し、君津健康福祉センターや君津木更津医師会と協議し、必要に応じて救護所の設置を行う。 ウ 救護班の編成 健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。 市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。 エ 救護所の運営 救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。 オ 医療用資器材の確保 健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。 輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。 カ 救護所の閉鎖 健康推進班は、地域の医療機能が回復したら、救護所を閉鎖、巡

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
			回診療を終了する。 キ 精神医療チームの派遣要請 健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動拠点本部が設置された場合に、ＤＰＡＴの行う医療救護活動との調整を図るものとする。
地-89	２ 交通規制計画 -略- （３）警察官の交通規制等 -略- イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に~~従わなかったり~~、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第 76 条の 3） （４）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。 イ 自衛官等は、前項の命令~~をし~~又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	地-90	２ 交通規制計画 -略- （３）警察官の交通規制等 -略- イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないとき又は、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第 76 条の 3） （４）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。 イ 自衛官等は、前項の命令又は措置をとったときは、直ちにその

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
			旨を警察署長に通知する。
地-94	第８節 救援物資供給活動 １ 応急給水 （１）飲料水の確保 ア 飲料水の確保 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。 水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。 河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。 イ 水源の水質検査及び保全 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。 ウ 家庭内備蓄の活用 地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。 （２）給水活動の準備 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。 -略- （３）給水方法 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。	地-95	第８節 救援物資供給活動 １ 応急給水 （１）飲料水の確保 ア 飲料水の確保 本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。 水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。 河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。 イ 水源の水質検査及び保全 本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。 ウ 家庭内備蓄の活用 地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。 （２）給水活動の準備 本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。 -略- （３）給水方法 本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>−略−</td><td></td><td>活動を行う。
−略−</td></tr>
<tr><td>地−95</td><td>（４）給水広報
市は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。
また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。</td><td>地−96</td><td>（４）給水広報
本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。
また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。</td></tr>
<tr><td>地−98</td><td>第９節 広域応援の要請
<table><tr><td>１ 自治体等への応援要請</td><td>本部班、応援職員派遣班、職員班</td></tr><tr><td>２ 消防の広域応援要請</td><td>消防部</td></tr><tr><td>３ 上水道・下水道事業体の相互応援</td><td>下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>４ 労働力の確保</td><td>本部班、木更津公共職業安定所</td></tr><tr><td>５ 広域避難の要請・受入れ</td><td>本部班、市民班、住宅班</td></tr></table>
１ 自治体等への応援要請
（１）県への応援要請
−略−
なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可</td><td>地−99</td><td>第９節 広域応援の要請
<table><tr><td>１ 自治体等への応援要請</td><td>本部班、応援職員支援班、職員班</td></tr><tr><td>２ 消防の広域応援要請</td><td>消防部</td></tr><tr><td>３ 上水道・下水道事業体の相互応援</td><td>下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>４ 労働力の確保</td><td>本部班、木更津公共職業安定所</td></tr><tr><td>５ 広域避難の要請・受入れ</td><td>本部班、市民班、住宅班</td></tr></table>
１ 自治体等への応援要請
（１）県への応援要請
−略−
なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	能性がある。 　また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。		営、り災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。 　また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。
地-99	（５）受援計画の策定 　~~市~~は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。	地-100	（５）受援計画の策定 　危機管理課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。
地-100	３　上水道・下水道事業体の相互応援 （１）上水道 　~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団~~と連携し~~、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。 　県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行う。また、水道業者への応援要請の必要があるときは、かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」に基づき、復旧活動の要請を行う。なお、管工事業協同組合でも対応できない場合は、一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧	地-101	３　上水道・下水道事業体の相互応援 （１）上水道 　かずさ水道広域連合企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行う。また、水道業者への応援要請の必要があるときは、かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」に基づき、復旧活動の要請を行う。なお、管工事業協同組合でも対応できない場合は、一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	活動の要請を行う。		
地-109	第１２節 帰宅困難者等対策 -略- ４ 帰宅困難者等の把握と情報提供 -略- （２）帰宅困難者等への情報提供 ~~市~~は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。 さらに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。	地-109	第１２節 帰宅困難者等対策 -略- ４ 帰宅困難者等の把握と情報提供 -略- （２）帰宅困難者等への情報提供 本部班及びシティプロモーション班は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。 さらに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。
地-111	第１３節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 １ 保健活動 健康推進班は、~~健康推進課を拠点とし、~~大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。 健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。 -略- ２ 飲料水の安全確保 ~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団君津健康福祉センターと連携	地-111	第１３節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 １ 保健活動 健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。 健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。 -略- ２ 飲料水の安全確保 かずさ水道広域連合企業団は君津健康福祉センターと連携し、

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	し、~~地震~~の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。 -略- ５　動物対策 -略- （３）ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 　~~市~~は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。		災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。 -略- ５　動物対策 -略- （３）ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 　本部班は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 　環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
地-114		地-114	
	６　清掃及び障害物の除去 -略- （５）障害物の除去 -略- ウ　港湾・漁港の障害物の除去 -略- ③　大型海上漂流物、漂流漂着船舶がある場合については、漂流物等の一時係留・陸揚げ場所を、~~市~~は県（木更津港湾事務所）と調整		６　清掃及び障害物の除去 -略- （５）障害物の除去 -略- ウ　港湾・漁港の障害物の除去 -略- ③　大型海上漂流物、漂流漂着船舶がある場合については、漂流物等の一時係留・陸揚げ場所を、産業振興班は県（木更津港湾事務
地-116		地-116	

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	して確保する。同漂流物等の回収は関係機関が調整して行うこととし、そのうち所有者等が判明した漂流船舶等については一時係留場所に保管後、所有者に対し引取りを要請する。		所）と調整して確保する。同漂流物等の回収は関係機関が調整して行うこととし、そのうち所有者等が判明した漂流船舶等については一時係留場所に保管後、所有者に対し引取りを要請する。
地-118	第１４節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 -略- ２ 被災建築物の応急危険度判定 （１）判定実施体制の確立 建築指導班は、大規模な地震災害発生後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動が行えるよう、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。また、判定士、コーディネーター、資機材等を確保し、被災地への判定士の派遣の準備をする。	地-118	第１４節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 -略- ２ 被災建築物の応急危険度判定 （１）判定実施体制の確立 建築指導班は、大規模な地震災害発生後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動が行えるよう、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を**朝日庁舎に**設置する。また、判定士、コーディネーター、資機材等を確保し、被災地への判定士の派遣の準備をする。**市職員内の判定士を参集する場合は、本部事務局と調整の上、参集する。**
地-119	４ り災証明の交付 （１）住家の被災調査 ア 調査方法 資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、~~全壊・大規模半壊・半壊・半壊~~に至らないの区分として、調査を行う。 火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。 ■住家の被災調査の概要 ① 一次調査	地-119	４ り災証明の交付 （１）住家の被災調査 ア 調査方法 資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、**全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）**に至らないの区分として、調査を行う。 火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。 ■住家の被災調査の概要 ① 一次調査

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定 ② 二次調査 外観目視調査により、~~大規模半壊、半壊、一部破損~~を調査する。 ③ 三次調査 二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。		外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定 ② 二次調査 外観目視調査により、**全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）**を調査する。 ③ 三次調査 二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。
地-120	第１５節 ライフライン関連施設等の応急復旧 １ 水道施設 ~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団~~と連携し~~、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。 なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。 応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。 -略- ３ 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。	地-120	第１５節 ライフライン関連施設等の応急復旧 １ 水道施設 かずさ水道広域連合企業団**は**、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。 なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。 応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。 -略- ３ 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	なお、~~市~~は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。 また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。		なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。 また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。
地-121	４　ガス施設 東京ガス株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先する。前進基地の用地確保については、木更津市災害対策本部に依頼する。救急病院等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧する。 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、木更津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。 なお、~~市~~は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ガス施設の被害状況の早期把握のため、東京ガス株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。	地-121	４　ガス施設 東京ガス株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先する。前進基地の用地確保については、木更津市災害対策本部に依頼する。救急病院等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧する。 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、木更津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。 なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ガス施設の被害状況の早期把握のため、東京ガス株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。
	５　通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速や		５　通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	かな復旧対策を講じる。 　また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。		速やかな復旧対策を講じる。 　また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。
地-122	なお、~~市~~は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。	地-122	なお、**本部班**は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。
	-略-		-略-
地-123	（２）乗客の避難誘導 ア　駅における避難誘導 　駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への~~避難勧告~~があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。 イ　列車乗務員が行う旅客の避難誘導 　列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に~~婦女子~~に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 　また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、~~市（~~本部班~~）~~に報告する。	地-123	（２）乗客の避難誘導 ア　駅における避難誘導 　駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への**避難指示**があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所**等**へ避難するよう案内する。 イ　列車乗務員が行う旅客の避難誘導 　列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に**高齢者や子供、妊婦等**に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 　また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	１０　交通施設 　日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。 　旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、~~市（~~本部班~~）~~に報告する。		１０　交通施設 　日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。 　旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。 また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。
地-129	第４章　災害復旧計画 第１節　被災者生活安定のための措置 １　被災者の生活確保 -略- （４）公営住宅の建設等 　災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。 ア　災害公営住宅の建設 　自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。 ~~市~~は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。	地-129	第４章　災害復旧計画 第１節　被災者生活安定のための措置 １　被災者の生活確保 -略- （４）公営住宅の建設等 　災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。 ア　災害公営住宅の建設 　自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。 住宅班は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>地-130</td><td>（１０）郵便物の特別取扱い
日本郵便株式会社、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</td><td>地-130</td><td>（１０）郵便物の特別取扱い
日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</td></tr>
<tr><td>地-137</td><td>■回線の復旧順位
-略-
第１順位<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については~~各~~事業所毎に１契約回線以上
・ＺＣ以下の基幹回線の 10%以上</td></tr></table>第２順位<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、~~各~~事業所~~ごと~~に １ 契約回線以上</td></tr></table></td><td>地-137</td><td>■回線の復旧順位
-略-
第１順位<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については事業所毎に１契約回線以上
・ＺＣ以下の基幹回線の 10%以上</td></tr></table>第２順位<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、事業所毎に１契約回線以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>地-140</td><td>第４節 激甚災害の指定
１ 激甚災害に係る財政援助措置
市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法</td><td>地-140</td><td>第４節 激甚災害の指定
１ 激甚災害に係る財政援助措置
市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する</td></tr>
</table>

旧（令和 2 年改訂版）		新（令和 3 年改訂版）	
	律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。 激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年・中央防災会議決定）の 2 つがあり、この基準により指定を受ける。 ~~市~~は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。		法律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。 激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年・中央防災会議決定）の 2 つがあり、この基準により指定を受ける。 本部班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。
地-141	第５節 災害復興 １ 体制の整備 市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する	地-141	第５節 災害復興 １ 体制の整備 市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。なお、復旧状況に応じて、災害対策本部の業務を引き続き行う。

旧（令和２年改訂版）

附-9

第３章　事前の措置

第１節　東海地震に備え事前に促進すべき事項

区分	内　　容
情報伝達手段の整備	(1) 防災行政無線の拡充整備 市は、住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する防災行政無線の整備拡充を図る。 (2) 他の通信施設の利用 市は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア　市有~~の庁舎、学校、公民館等の~~建築物については、耐震診断、耐震改修を実施する。 イ　建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 (2) ブロック塀等の安全対策 ブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。 (3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街や商店街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。
道路・河川・地すべり等の対策	(1) 施設等の点検整備 ア　市が管理する河川、漁港、道路、橋梁等の施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ　備蓄資機材は備蓄土木課倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 (2) 地すべり等危険地域の把握 市は、県と連携して、地すべり等の危険地域を把握し、定期又は随時に点検整備を行う。

-略-

附-10

食糧確保の計画化	災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、市長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、~~市~~は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画の策定に努める。

新（令和３年改訂版）

附-9

第３章　事前の措置

第１節　東海地震に備え事前に促進すべき事項

区分	内　　容
情報伝達手段の整備	(1) 防災行政無線の拡充整備 **危機管理課**は、住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する防災行政無線の整備拡充を図る。 (2) 他の通信施設の利用 **危機管理課**は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア　市有建築物については、耐震診断、耐震改修を実施する。 イ　建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 (2) ブロック塀等の安全対策 ブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。 (3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街や商店街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。
道路・河川・地すべり等の対策	(1) 施設等の点検整備 ア　市が管理する河川、漁港、道路、橋梁等の施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ　備蓄資機材は備蓄土木課倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 (2) 地すべり等危険地域の把握 **土木課、危機管理課、消防本部**は、県と連携して、地すべり等の危険地域を把握し、定期又は随時に点検整備を行う。

-略-

附-10

食糧確保の計画化	災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、市長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、**農林水産課**は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画の策定に努める。

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>附-12</td><td>第２節　事業所に対する指導、要請
-略-
２　生活関連事業所に対する指導、要請
（１）食料、生活物資等を扱う事業所
<table><tr><th>機　関　名</th><th>指　導　事　項</th></tr><tr><td>市</td><td>~~市~~は、食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。
また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県ＬＰガス協会に要請する。</td></tr></table></td><td>附-12</td><td>第２節　事業所に対する指導、要請
-略-
２　生活関連事業所に対する指導、要請
（１）食料、生活物資等を扱う事業所
<table><tr><th>機　関　名</th><th>指　導　事　項</th></tr><tr><td>市</td><td>産業振興班課は、食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。
また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県ＬＰガス協会に要請する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>附-12</td><td>第３節　広報及び教育
-略-
１　広　報
警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。
このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。
なお、~~東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなった~~ため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。</td><td>附-12</td><td>第３節　広報及び教育
-略-
１　広　報
警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。
このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。
なお、気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	－略－ ２　教　育 （１）市職員に対する教育 　~~市~~は、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。		－略－ ２　教　育 （１）市職員に対する教育 　危機管理課は、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。
附-14	第４節　地震防災訓練 －略－ ２　市が実施する防災訓練 　~~市~~は、上記１の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。 　訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。 ３　住民、事業所が実施する訓練 　~~市~~は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。	附-14	第４節　地震防災訓練 －略－ ２　市が実施する防災訓練 　危機管理課は、上記１の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。 　訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。 ３　住民、事業所が実施する訓練 　危機管理課、消防本部は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。
附-17	第３節　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 　東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。	附-18	第３節　東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 　東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、~~市~~は各防災機関と連携し、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。 連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。		なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、**危機管理課**は各防災機関と連携し、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。 連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。
附-29	第７節　上下水道・電気・ガス・通信対策 １　上水道対策 （１）基本方針 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。 また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。	附-30	第７節　上下水道・電気・ガス・通信対策 １　上水道対策 （１）基本方針 **危機管理課**は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。 また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。
附-35	第９節　避難対策 **１ 避難対策**　**本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班** １　避難対策 警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。 なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避	附-36	第９節　避難対策 **２ 避難対策**　**本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班、公民館班** １　避難対策 警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	難~~の勧告又は~~指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。 なお、避難~~の勧告又は~~指示の内容は、「地震・津波編第３章　第３節地震・火災避難計画」を参照のこと。 （１）警戒宣言時の措置 ア　避難~~勧告・~~指示 -略- （２）事前の措置 市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。 ア　避難対象地区の選定 イ　避難所の指定 ウ　避難~~勧告、~~指示体制の確立 エ　情報伝達体制の確立 オ　要配慮者に対する介護体制の確立 カ　住民に対する周知		なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。 なお、避難指示の内容は、「地震・津波編第３章　第３節地震・火災避難計画」を参照のこと。 （１）警戒宣言時の措置 ア　避難指示 -略- （２）事前の措置 市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。 ア　避難対象地区の選定 イ　避難所の指定 ウ　避難指示体制の確立 エ　情報伝達体制の確立 オ　要配慮者に対する介護体制の確立 カ　住民に対する周知

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	実施担当一覧 		実施担当一覧
風-5	第３節　防災意識の向上 -略- ３　防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。	風-5	第３節　防災意識の向上 -略- ３　防災広報の充実 平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、**発災時の安全性確保に影響する警報等や避難指示等の意味と内容の説明に尽くすものとし、**高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。
風-6	第２章　災害予防計画 第１節　防災意識の向上 -略- ３　防災広報の充実 -略- （１）広報すべき内容 防災知識の普及に当っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。	風-6	第２章　災害予防計画 第１節　防災意識の向上 -略- ３　防災広報の充実 -略- （１）広報すべき内容 防災知識の普及に当っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>ア　災害時の心得
　災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。
（ア）避難~~勧告~~等の発令基準に活用する防災気象情報や５段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明</td><td></td><td>ア　災害時の心得
　災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。
（ア）避難<u>指示</u>等の発令基準に活用する防災気象情報や５段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明</td></tr>
<tr><td>風-7</td><td>■自主防災組織の活動形態
-略-<table><tr><td>発災時</td><td>1 情報の収集及び伝達
（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難~~勧告又は~~指示など）
2 出火防止、初期消火
3 救出・救護（救出活動・救護活動）
4 避難（避難誘導、避難所の運営等）
5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</td></tr></table></td><td>風-7</td><td>■自主防災組織の活動形態
-略-<table><tr><td>発災時</td><td>1 情報の収集及び伝達
（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示など）
2 出火防止、初期消火
3 救出・救護（救出活動・救護活動）
4 避難（避難誘導、避難所の運営等）
5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>風-9</td><td>（３）避難等救助訓練
　~~市（~~危機管理課~~）~~及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。
（４）総合防災訓練
　~~市（~~危機管理課~~）~~、県及び防災関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。</td><td>風-9</td><td>（３）避難等救助訓練
　危機管理課及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。
（４）総合防災訓練
　危機管理課、県及び防災関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
風-10	（３）地下街等の避難計画の作成 本計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（避難確保計画）を作成し、これを~~市（~~危機管理課~~）~~に報告するとともに、公表しなければならない。避難確保計画については「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の内容を踏まえて作成することとする。 （４）高齢者等利用施設、大規模工場等の避難計画の作成 本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画又は浸水防止計画の	風-10	（３）地下街等の避難計画の作成 本計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（避難確保計画）を作成し、これを危機管理課に報告するとともに、公表しなければならない。避難確保計画については「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の内容を踏まえて作成することとする。 （４）高齢者等利用施設、大規模工場等の避難計画の作成 本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画又は浸水防止計画の
風-11	作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。また、~~市（~~危機管理課~~）~~は避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。 なお、水防法の規定により避難確保計画及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編「３－７　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」に示す。	風-11	作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。また、危機管理課は避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。 なお、水防法の規定により避難確保計画及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編「３－７　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」に示す。
風-12	第３節　土砂災害予防対策 １　危険箇所の調査把握 県は、基本指針に基づき、おおむね５年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、土木課、危機管理課及び消防本部は、県が指定した~~土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所~~を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。	風-12	第３節　土砂災害予防対策 １　危険箇所の調査把握 県は、基本指針に基づき、おおむね５年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、土木課、危機管理課及び消防本部は、県が指定した**土砂災害警戒区域**を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。 -略-

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	－略－ ２　土砂災害防止法に基づく対策の推進 －略－ （４）災害時要配慮者用施設への避難対策の実施 危機管理課は、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（資料編「３－７　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」）について、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難~~勧告~~等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。また、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。		２　土砂災害防止法に基づく対策の推進 －略－ （４）災害時要配慮者用施設への避難対策の実施 危機管理課は、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（資料編「３－７　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」）について、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難**指示**等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。また、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。
風-13	（５）警戒避難体制の整備 ア　土砂災害危険箇所の点検 －略－ イ　警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備 危機管理課は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。 （ア）~~土砂災害危険箇所~~周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動をとるべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。 －略－ （イ）個々の~~土砂災害危険箇所~~について、地域の実情に応じた避難	風-13	（５）警戒避難体制の整備 ア　土砂災害警戒区域の点検 －略－ イ　警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備 危機管理課は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。 （ア）**土砂災害警戒区域**周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動をとるべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。 －略－ （イ）個々の**土砂災害警戒区域**について、地域の実情に応じた避難

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	所及び避難路の確保、整備を図るとともに、~~市~~は、これらの情報を網羅したハザードマップを作成するものとする。 また、安全な避難所の一覧表、開設・運営体制等について事前に住民に周知するとともに、避難所開設状況等についての伝達方法等を明確化する。 -略- （エ）自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難~~勧告~~の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。 -略- （カ）面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地区に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用いて危険度の高まっている領域が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に~~災害発生情報~~、避難指示~~（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始~~等を発令できるよう、あらかじめメッシュ情報、地区、土砂災害警戒区域等の関係を整理しておくものとする。 （キ）避難~~勧告~~等は躊躇なく発令し、速やかに避難場所を開設することが望ましいが、集中豪雨の場合は避難のためのリードタイムが少なくなる事態が生じ得ることを住民に周知するものとする。		所及び避難路の確保、整備を図るとともに、**危機管理課**~~市~~は、これらの情報を網羅したハザードマップを作成するものとする。 また、安全な避難所の一覧表、開設・運営体制等について事前に住民に周知するとともに、避難所開設状況等についての伝達方法等を明確化する。 -略- （エ）自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難**指示**の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。 -略- （カ）面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地区に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用いて危険度の高まっている領域が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に**緊急安全確保**、避難指示**高齢者等避難**等を発令できるよう、あらかじめメッシュ情報、地区、土砂災害警戒区域等の関係を整理しておくものとする。 （キ）避難**指示**等は躊躇なく発令し、速やかに避難場所を開設することが望ましいが、集中豪雨の場合は避難のためのリードタイムが少なくなる事態が生じ得ることを住民に周知するものとする。
風-14	４　急傾斜地災害等の防止 （１）急傾斜地崩壊対策 -略-	風-14	４　急傾斜地災害等の防止 （１）急傾斜地崩壊対策 -略-

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	エ 情報の伝達 危機管理課は、危険住宅に対して避難~~勧告及び避難~~指示等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。		エ 情報の伝達 危機管理課は、危険住宅に対して避難指示等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。
風-19	第６節 火災予防対策 １ 火災予防に係る立入検査 消防本部は、~~3月1日から7日間の~~春季、及び~~11月9日から7日間の~~秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第４条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。 立入検査の主眼点は次項に示すとおりである。	風-19	第６節 火災予防対策 １ 火災予防に係る立入検査 消防本部は、春季**火災予防運動期間**、及び秋季火災予防運動期間中を重点的に、消防法第４条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。 立入検査の主眼点は次項に示すとおりである。
風-23	第８節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 １ 在宅要支援者への対応 -略- （１）避難行動要支援者情報の共有 ア 避難行動要支援者の所在把握 市では、県の策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月改訂）」に基づき「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成22年3月）」を策定し、「要援護者リスト」を整備・更新している。災害対策基本法の一部改定（平成25年6月、第四十九条の十）に定める「避難行動要支援者名簿」については、「要援護者リスト」を準用するものとする。 現在、避難行動要支援者の名簿は、地区の避難所に保管されており、災害発生時の~~所在確認を~~することとなっている。今後も、~~要支援者本人又はその家族から同意を得て、~~名簿の更新を行う。	風-23	第８節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 １ 在宅要支援者への対応 -略- （１）避難行動要支援者情報の共有 ア 避難行動要支援者の所在把握 市では、県の策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月改訂）」に基づき「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成22年3月）」を策定し、「要援護者リスト」を整備・更新している。災害対策基本法の一部改定（平成25年6月、第四十九条の十）に定める「避難行動要支援者名簿」については、「要援護者リスト」を準用するものとする。 現在、避難行動要支援者の名簿は、地区の避難所に保管されており、災害発生時の**住民の所在確認のために利用**することとなっている。今後も、**随時**名簿の更新を行う。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。 -略- （５）避難施設等の整備及び周知 避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「災害時における避難所運営の手引き」~~（千葉県、平成 29 年７月）~~に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携など避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。 -略- （７）避難~~勧告~~等の情報伝達 避難行動要支援者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難~~勧告~~等の周知を図る。		また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。 -略- （５）避難施設等の整備及び周知 避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、県の「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携など避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。 -略- （７）避難指示等の情報伝達 避難行動要支援者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。
風-24		風-24	
風-25	３ 外国人への対応 地方創生推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、地方創生推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。	風-25	３ 外国人への対応 地方創生推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、地方創生推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	~~市~~は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。		観光振興課は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。
風-26	第９節 情報連絡体制の整備 １ 市における災害情報通信施設の整備 -略- （２）非常通信体制の強化 ~~市（~~危機管理課~~）~~、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 74 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。	風-26	第９節 情報連絡体制の整備 １ 市における災害情報通信施設の整備 -略- （２）非常通信体制の強化 危機管理課、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 74 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。
風-29	第１０節 備蓄・物流計画 １ 食料・生活必需品等の供給体制の整備 -略- （２）備蓄・調達体制の整備 -略- ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や~~避難行動要支援者~~・女性の避難生活等に配慮する。 -略- （３）市及び県における災害時の物流体制の整備 -略-	風-29	第１０節 備蓄・物流計画 １ 食料・生活必需品等の供給体制の整備 -略- （２）備蓄・調達体制の整備 -略- ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。 -略- （３）市及び県における災害時の物流体制の整備 -略-

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
風-30	イ　市における物流体制 　市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、ＮＰＯ、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。 　また、~~市~~は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。 　なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。 ２　医薬品及び応急医療資機材等の整備 -略- （２）応急医療資機材の備蓄 　大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、~~市~~は県と連携し、平時から体制整備に努める。 -略- ４　燃料対策 　管財課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、~~ＬＰガス協会との燃料供給に関する災害協定の実施体制を整備するほか、千葉県石油商業協同組合と石油燃料の供給に関する協力体制の整備を検討する。~~	風-30	イ　市における物流体制 　市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、ＮＰＯ、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。 　また、**危機管理課**は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。 　なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。 ２　医薬品及び応急医療資機材等の整備 -略- （２）応急医療資機材の備蓄 　大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、**健康推進課**は県と連携し、平時から体制整備に努める。 -略- ４　燃料対策 　管財課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、**ＬＰガス協会及び千葉県石油商業協同組合との災害協定に基づき、実施体制を整備する。**

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	第１１節 防災施設の整備 −略− ３ 避難施設の整備 −略−		第１１節 防災施設の整備 −略− ３ 避難施設の整備 −略−
風−31	（１）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」~~（千葉県、平成29年７月）~~により、次のような設備を整備する。 ① 施設の選定にあたっては、~~災害により重大な被害が及ばない~~耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。	風−31	（１）指定避難所の整備 教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、県の「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備を整備する。 ① 施設の選定にあたっては、耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
風−32	⑦ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、~~エルピー~~ガス~~など~~の非常用燃料の確保に努める。 −略− ⑪ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 −略− （５）誘導標識の設置 危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本~~工業~~規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める	風−32	⑦ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、ＬＰガス等の非常用燃料の確保に努める。 −略− ⑪ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者及び関係部局との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 −略− （５）誘導標識の設置 危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	ものとする。 ~~なお、住民への周知は、次の方法を検討する。~~ ~~①　「広報きさらづ」に掲載する。~~ ~~②　防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。~~ ~~③　避難場所付近に避難場所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。~~		ものとする。
風-36	第１３節 防災体制の整備 -略- ５ 給水体制の整備 （１）給水資器材の整備 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。 -略- （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団~~と連携し~~、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。	風-35	第１３節 防災体制の整備 -略- ５ 給水体制の整備 （１）給水資器材の整備 危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。 -略- （３）協力体制の整備 危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。 また、かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>第３章　災害応急対策計画
第１節　災害対策本部活動
１　災害対策本部
－略－</td><td></td><td>第３章　災害応急対策計画
第１節　災害対策本部活動
１　災害対策本部
－略－</td></tr>
<tr><td>風-39</td><td>（８）災害対策本部の機能強化
－略－
ウ　避難所運営機能の強化
災害対策本部に避難所運営支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。
－略－</td><td>風-38</td><td>（８）災害対策本部の機能強化
－略－
ウ　避難所運営機能の強化
災害対策本部に避難所運営<u>等</u>支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。
－略－</td></tr>
<tr><td>風-40</td><td>オ　職員の応援及び受援体制の強化
災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員派遣班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。</td><td>風-39</td><td>オ　職員の応援及び受援体制の強化
災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員<u>支援</u>班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。</td></tr>
<tr><td>風-41</td><td>木更津市災害対策本部組織図
<table>
<tr><th>部等名</th><th>班名</th><th>班員（構成する課の職員）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市長公室</td><td>秘　書　班</td><td>秘書課</td></tr>
<tr><td>経営改革班</td><td>経営改革課</td></tr>
<tr><td>シティプロモーション班</td><td>シティプロモーション課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総務部</td><td>本　部　班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr>
<tr><td>職　員　班</td><td>職員課</td></tr>
</table></td><td>風-40</td><td>木更津市災害対策本部組織図
<table>
<tr><th>部等名</th><th>班名</th><th>班員（構成する課の職員）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市長公室<u>部</u></td><td>秘　書　班</td><td>秘書課</td></tr>
<tr><td>経営改革班</td><td>経営改革課<u>・公共施設マネジメント課</u></td></tr>
<tr><td>シティプロモーション班</td><td>シティプロモーション課</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>本　部　班</td><td>危機管理課、総務課</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）

風-42

	管　財　班	管財課
	資産管理班	資産管理課~~・災害復興支援課~~
	被害調査班	総務部長が指名する職員

-略-

環境部	環境管理班	環境管理課
	廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設~~準備室~~
	被害調査班	環境部長が指名する職員

-略-

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住　宅　班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土　木　班	土木課
	~~被害調査班~~	~~都市整備部長が指名する職員~~

-略-

	避難所運営支援班	災害対策本部長が指名する職員
	~~応援職員派遣班~~	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

新（令和３年改訂版）

風-41

	職　員　班	職員課
	管　財　班	管財課
	資産管理班	資産管理課
	被害調査班	総務部長が指名する職員

-略-

環境部	環境管理班	環境管理課
	廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設**課**
	被害調査班	環境部長が指名する職員

-略-

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住　宅　班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土　木　班	土木課

-略-

	避難所運営**等**支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

旧（令和 2 年改訂版）

風-43　災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	所掌事務
市長公室	秘書班					本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。
	経営改革班					部内他班の協力及び調整に関すること
	シティプロモーション班					災害情報の収集伝達、災害記録（写真を含む。）の総括に関すること。
						避難勧告等の伝達に関すること。
						帰宅困難者への情報提供に関すること。
						報道機関との連絡に関すること。
総務	本部班●					災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難勧告等の判断に関すること。

-略-

風-43

	被害調査班▲					岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町及び金田地区の被害状況の把握に関すること。
企画部	企画班●					災害情報の収集伝達に関すること。
						外国人対策に関すること。
	被害調査班▲					太田、長須賀、永井作、諏訪及び清見台地区の被害状況の把握に関すること。
財	財政班●					災害関係予算その他財政に関すること。

-略-

風-44

	被害調査班					管生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南及び真舟地区の被害状況の把握に関すること。
市民部	市民班●					応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。
						救援物資の募集、受け付けに関すること。
	保険年金班					生活物資の避難所への搬送に関すること。
						救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。
	市民活動支援班					交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。
						被災者相談窓口開設及び運営に関すること。
	被害調査班▲					中里及び江川地区の被害状況の把握に関すること。
健	子育て支援班					要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。

-略-

新（令和 3 年改訂版）

風-42　災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期 警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	所掌事務
市長公室部	秘書班					本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。
	経営改革班					部内他班の協力及び調整に関すること
	シティプロモーション班					災害情報の収集伝達、災害記録（写真を含む。）の総括に関すること。
						避難指示等の伝達に関すること。
						帰宅困難者への情報提供に関すること。
						報道機関との連絡に関すること。
	被害調査班▲					大久保、八幡台、羽鳥野、上島田、中島田及び下島田の被害状況の把握に関すること。
総務	本部班●					災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難指示等の判断に関すること。

-略-

風-42

	被害調査班▲					岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町、中島、鳥倉、畔戸、中野、北浜町、金田東、瀬見、築地、木材港、潮浜及び新港の被害状況の把握に関すること。
企画部	企画班●					災害情報の収集伝達に関すること。
						外国人対策に関すること。
	被害調査班▲					太田、東太田、長須賀、永井作、諏訪、清見台、清見台東及び清見台南の被害状況の把握に関すること。

風-43

-略-

	被害調査班					管生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南、真舟及び千束台の被害状況の把握に関すること。
市民部	市民班●					応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。
						救援物資の募集、受け付けに関すること。
	保険年金班					生活物資の避難所への搬送に関すること。
						救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。
	市民活動支援班					交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。
						被災者相談窓口開設及び運営に関すること。
	被害調査班▲					中里、江川、西岩根、久津間及び万石の被害状況の把握に関すること。

-略-

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	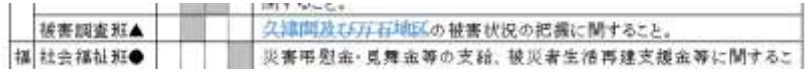 被害調査班▲ 久建間及び万石地区の被害状況の把握に関すること。 福 社会福祉班● 災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関するこ -略-		 被害調査班▲ 畑沢、畑沢南、港南台及び小浜の被害状況の把握に関すること。 -略-
風-45	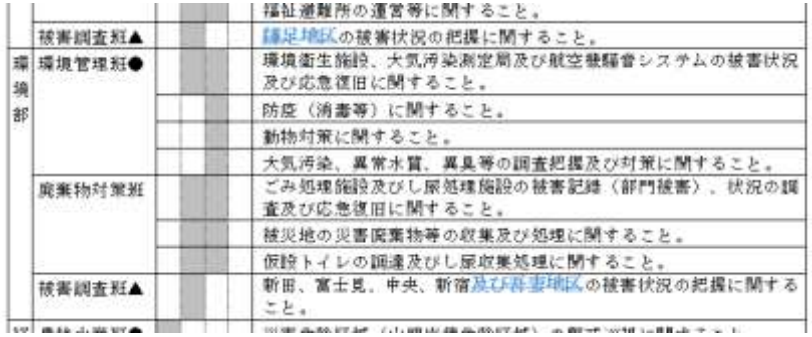 福祉避難所の運営等に関すること。 被害調査班▲ 鎌足地区の被害状況の把握に関すること。 環境部 環境管理班● 環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。 防疫（消毒等）に関すること。 動物対策に関すること。 大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に関すること。 廃棄物対策班 ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に関すること。 被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。 仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。 被害調査班▲ 新田、富士見、中央、新宿及び喜多地区の被害状況の把握に関すること。 -略-	風-44	 福祉避難所の運営等に関すること。 被害調査班▲ 矢部、草敷及びかずさ鎌足の被害状況の把握に関すること。 環境部 環境管理班● 環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。 防疫（消毒等）に関すること。 動物対策に関すること。 大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に関すること。 廃棄物対策班 ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に関すること。 被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。 仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。 被害調査班▲ 新田、富士見、中央、新宿、吾妻及び目測の被害状況の把握に関すること。 -略-
風-46	 被害調査班▲ 潮見、築地、本材港、潮浜、新港、目測、桜井及び波岡地区の被害状況の把握に関すること。 教育部 教育総務班● 小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握に関すること。 市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に関すること。 被災施設の応急復旧に関すること。 学校教育班 教育施設の被害状況の調査に関すること。 応急教育計画、教員の確保に関すること。 被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 生涯学習班 施設利用者等の安全確保に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 文化財の保護に関すること。 公民館班 施設利用者等の安全確保に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 被害調査班▲ 中郷地区の被害状況の把握に関すること。 特命部 特命班● 市議会議員との連絡調整に関すること。 本部長の特命指示に関すること。 被害調査班▲ 朝日、木更津、東中央及び大和地区の被害状況の把握に関すること。 消 消防長の定め -略-	風-45	 土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に関すること。 教育部 教育総務班● 小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握に関すること。 市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に関すること。 被災施設の応急復旧に関すること。 学校教育班 教育施設の被害状況の調査に関すること。 応急教育計画、教員の確保に関すること。 被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 生涯学習班 施設利用者等の安全確保に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 文化財の保護に関すること。 公民館班 施設利用者等の安全確保に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 被害調査班▲ 上望陀、下望陀、有吉、大寺、十目市場、井尻、曽根、牛袋野及び牛袋の被害状況の把握に関すること。 特命部 特命班● 市議会議員との連絡調整に関すること。 本部長の特命指示に関すること。 被害調査班▲ 朝日、木更津、東中央、大和、桜井及び桜井新町の被害状況の把握に -略-

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
風-47	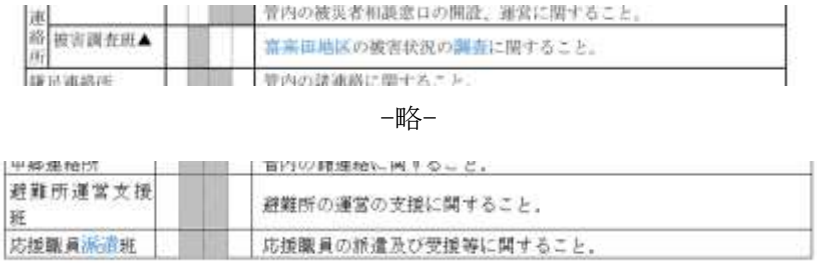 -略- 	風-46	 -略- 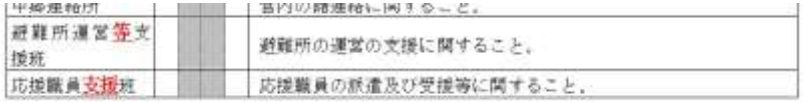

旧（令和 2 年改訂版）

風-50

■被害の認定基準

被害の区分	認　定　の　基　準
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

新（令和 3 年改訂版）

風-49

■被害の認定基準

被害の区分	認　定　の　基　準
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものをいう。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものをいう。
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
住家の準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものをいう。
準半壊に至らない	住家の損害割合が 10%未満のものをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	第２節 情報収集・伝達体制 １ 通信体制 -略- （２）通信手段の確保 -略-		第２節 情報収集・伝達体制 １ 通信体制 -略- （２）通信手段の確保 -略-
風-53	オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請 災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。 なお、知事、市長が行う避難~~の勧告、~~指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。	風-52	オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請 災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。 なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。
風-58	オ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	風-57	オ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	（２）土砂災害警戒情報 県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。		（２）土砂災害警戒情報 県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
風-60	~~市~~は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに~~避難準備・高齢者等避難開始~~、避難~~勧告及び避難~~指示~~（緊急）~~の判断を行う。 ■土砂災害警戒情報について ①　発表基準 2 時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過するとき。 ②　土砂災害警戒情報の解除基準 土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえで解除できるものとする。 ③　土砂災害警戒情報の伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から市へ伝達される。 ④　情報の特徴 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難~~勧告~~等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 ※気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。	風-59	**本部班**は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに**高齢者等避難**、避難指示の判断を行う。 ■土砂災害警戒情報について ①　発表基準 2 時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過するとき。 ②　土砂災害警戒情報の解除基準 土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえで解除できるものとする。 ③　土砂災害警戒情報の伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から市へ伝達される。 ④　情報の特徴 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難**指示**等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 ※気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
風-61	４ 報告 （１）被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話･ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第１報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。 また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、 早期解消必要があることから~~市~~は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、~~市~~は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。	風-60	４ 報告 （１）被害報告 ア 報告先・手段 本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話･ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第１報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。 また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、 早期解消必要があることから**本部班**は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、**本部班**は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
風-63	５ 災害時の広報 ア 広報の項目 シティプロモーション班は、災害発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目	風-62	５ 災害時の広報 ア 広報の項目 シティプロモーション班は、災害発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。 ■広報の項目

旧（令和２年改訂版）	新（令和３年改訂版）
①　災害情報及び被災状況に関すること 〇災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ②　避難に関すること 〇　避難~~の勧告・~~指示 〇　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③　市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること 〇　本部の設置 〇　救護所、避難所の開設状況 〇　医療救護、衛生知識の周知 〇　給水、給食等の実施状況 〇　その他、被災者の支援情報 ④　ライフラインの状況 ⑤　交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥　流言飛語の防止に関する状況 ⑦　その他	①　災害情報及び被災状況に関すること 〇災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ②　避難に関すること 〇　避難指示 〇　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ③　市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること 〇　本部の設置 〇　救護所、避難所の開設状況 〇　医療救護、衛生知識の周知 〇　給水、給食等の実施状況 〇　その他、被災者の支援情報 ④　ライフラインの状況 ⑤　交通規制、交通機関等の運行状況 ⑥　流言飛語の防止に関する状況 ⑦　その他
第３節　水防計画 −略− ４　気象情報・水防情報の伝達 気象情報、土砂災害警戒情報及び河川情報の伝達については、第３章　第２節　２によるものとし、土木班長が本部班長と連携して行う。 なお、浸水想定区域内の地下街及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する要配慮者が利用する施設については、施設の現状について把握しておくとともに、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるように、水防法第 15 条による洪水予報	第３節　水防計画 −略− ４　気象情報・水防情報の伝達 気象情報、土砂災害警戒情報及び河川情報の伝達については、第３章　第２節　２によるものとし、土木班長が本部班長と連携して行う。 なお、浸水想定区域内の地下街及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する要配慮者が利用する施設については、施設の現状について把握しておくとともに、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるように、水防法第 15 条による洪水予報

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>風-68</td><td>等の伝達は、的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。
　情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、ＦＡＸ、防災行政無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難~~勧告~~情報などの防災情報を伝達する。</td><td>風-67</td><td>等の伝達は、的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。
　情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、ＦＡＸ、防災行政無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難<u>指示</u>情報などの防災情報を伝達する。</td></tr>
<tr><td>風-69</td><td>第４節 避難計画
<table><tr><td>１ 避難~~の勧告又は~~指示等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、
高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、
施設管理者、東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>２ 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr><tr><td>３ 自主避難</td><td></td></tr><tr><td>４ 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、避難所開設班</td></tr><tr><td>５ 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr><tr><td>６ 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr><tr><td>７ 在宅避難者への対応</td><td>本部班</td></tr></table>１　避難~~の勧告又は~~指示等
　災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。
　また、「災害時における避難所運営の手引き」~~（千葉県、平成 29 年７月）~~に基づき、適切な避難誘導体制を整えるほか、水害と土砂</td><td>風-68</td><td>第４節 避難計画
<table><tr><td>１ 避難指示等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、
高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、
施設管理者、東日本旅客鉄道(株)</td></tr><tr><td>２ 避難誘導等</td><td>木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者</td></tr><tr><td>３ 自主避難</td><td></td></tr><tr><td>４ 避難所等の開設と運営</td><td>本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、<u>公民館班、</u>避難所開設班</td></tr><tr><td>５ 避難所等の閉鎖</td><td>教育総務班</td></tr><tr><td>６ 防犯対策</td><td>市民活動支援班、木更津警察署</td></tr><tr><td>７ 在宅避難者への対応</td><td>本部班</td></tr></table>１　避難の指示等
　災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。
　また、<u>県の</u>「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるほか、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生など複合的な災害が発生することを考慮しつつ、避難~~勧告~~等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。 その他、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮ししつつ、国が作成した「~~難勧告等に関するガイドライン~~」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては５段階の警戒レベルを導入する。 また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難~~勧告~~等の発令基準を策定することとする。 また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合にエリアを限定して避難情報を伝達することについて、地域の実情、有効性、課題等を考慮した上で検討する。 さらに、避難~~勧告~~等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと住民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難~~勧告~~等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 （１）避難~~勧告・~~指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場		台風等による高潮と河川洪水との同時発生など複合的な災害が発生することを考慮しつつ、避難**指示**等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。 その他、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮ししつつ、国が作成した「**避避難情報に関するガイドライン**」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては５段階の警戒レベルを導入する。 また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難**指示**等の発令基準を策定することとする。 また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合にエリアを限定して避難情報を伝達することについて、地域の実情、有効性、課題等を考慮した上で検討する。 さらに、避難**指示**等が発令された場合の安全確保措置は指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと住民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、避難**指示**等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 （１）避難指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者、その他の者に対し、避難~~勧告~~等の発令理由を明らかにした上で、~~避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは~~避難のための立ち退きの指示を行い、指示を行ったときは知事へ報告する。 　また、避難~~勧告・~~指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「~~避難準備・高齢者等避難開始~~」を伝達する。洪水等、土砂災害、高潮については、避難~~勧告~~等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 　その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。		合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者、その他の者に対し、避難**指示**等の発令理由を明らかにした上で、避難のための立ち退きの指示を行い、指示を行ったときは知事へ報告する。 　また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「**高齢者等避難**」を伝達する。洪水等、土砂災害、高潮については、避難**指示**等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 　その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。
風-70	なお、避難~~勧告~~等にあたっては対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難~~勧告・避難~~指示~~（緊急）~~等を夜間に発令する可能性がある場合は避難行動をとりやすい時間帯に準備情報を提供するよう努める。また、状況に応じて県や気象台等に助言を求めるものとする。 　本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難~~勧告・~~指示等の事務を行う。 　なお、~~「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。~~「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立	風-69	なお、避難**指示**等にあたっては対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合は避難行動をとりやすい時間帯に準備情報を提供するよう努める。また、状況に応じて県や気象台等に助言を求めるものとする。 　本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。 　なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和 2 年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和 3 年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>ち退かせるものである。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>風-70</td><td>■避難の種類及び発令基準の目安

<table>
<tr><th>種類</th><th>内　容</th><th>基準（水位周知河川）</th><th>基準（土砂災害）</th><th>基準（その他）</th></tr>
<tr><td>避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）</td><td>避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。</td><td>①　基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
ア　基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
イ　洪水警報の危険度分布が「警戒」以上の場合
②　軽微な漏水・侵食等が発見された場合
③　避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td><td>①　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」した場合
②　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td><td>①　その他の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr>
<tr><td>避難勧告（警戒レベル4）</td><td>危険区域の住民が避難すること。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。</td><td>①　基準水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
ア　基準水位観測所の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
イ　洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上の場合
③　異常な漏水・侵食等が発見された場合
④　避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td><td>①　土砂災害警戒情報が発表されたとき
②　大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「予想で土砂災害警戒情報の基準を超過」した場合
③　大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
④　土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</td><td>①　火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき
②　その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr>
</table>
</td><td>風-69</td><td>■避難の種類及び発令基準の目安

<table>
<tr><th>種類</th><th>内　容</th><th>基準（水位周知河川）</th><th>基準（土砂災害）</th><th>基準（その他）</th></tr>
<tr><td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td><td>避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。</td><td>①　基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
ア　基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
イ　洪水警報の危険度分布が「警戒」以上の場合
②　軽微な漏水・侵食等が発見された場合
③　高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td><td>①　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」した場合
②　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td><td>①　その他の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr>
<tr><td>避難指示（警戒レベル4）</td><td>危険区域の住民が避難すること。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。</td><td>①　基準水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
ア　基準水位観測所の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
イ　洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上の場合
②　異常な漏水・侵食等が発見された場合
④　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td><td>①　土砂災害警戒情報が発表されたとき
②　大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「予想で土砂災害警戒情報の基準を超過」した場合
③　大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
④　土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</td><td>①　火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき
②　その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
風-72	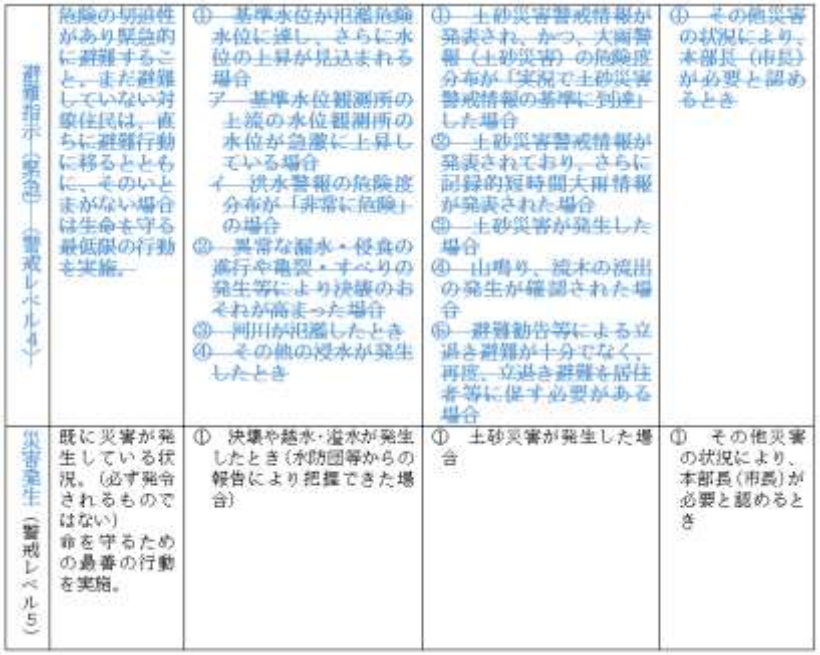		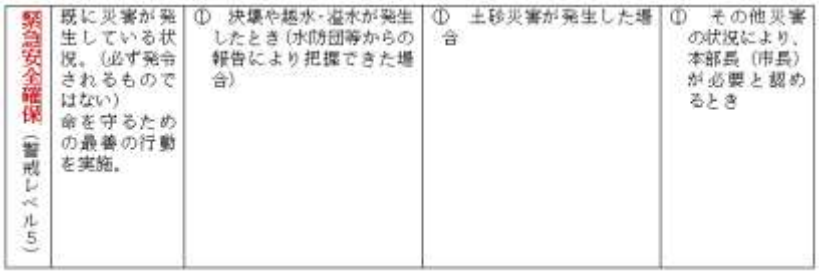
風-71	■避難~~勧告・~~指示の発令権者及び要件 発令権者：市長 ~~勧告・~~指示を行う要件：○~~勧告・~~災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ~~○指示・急を要すると認めるとき~~ 根拠法令：災害対策基本法第60条第1項	風-70	■避難指示の発令権者及び要件 発令権者：市長 指示を行う要件：○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき 根拠法令：災害対策基本法第60条第1項
風-72	（３）避難情報等の伝達 ア　住民への伝達 本部班及びシティプロモーション班は、避難~~勧告又は~~指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民	風-71	（３）避難情報等の伝達 ア　住民への伝達 本部班及びシティプロモーション班は、避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	への周知徹底を図る。 －略－ イ　県に対する報告 本部班は、避難~~勧告~~等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。 ウ　関係機関への通報 本部長（市長）が避難~~勧告又は~~指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。 －略－		徹底を図る。 －略－ イ　県に対する報告 本部班は、避難**指示**等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び君津地域振興事務所に報告する。 ウ　関係機関への通報 本部長（市長）が避難指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。 －略－
風-73	３　自主避難 住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。 ４　避難所等の開設と運営 災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助する。 市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。	風-71 風-72	３　自主避難 住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。 **自主避難者の対応は、公民館班が行うものとする。** ４　避難所等の開設と運営 災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助する。 市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 **また災害対策本部設置前（注意・警戒配備）においても、今後の気象状況を考慮した上で避難所を開設する必要がある場合は、市**

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
			長は開設することができるものとする。 なお開設場所については、下記の施設を優先的に開設する。 ・清見台公民館 ・八幡台公民館
	（１）避難所の安全点検及び開放 教育部各班は、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。		（１）避難所の安全点検及び開放 教育部各班は、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。 避難所の安全点検の結果、判定が困難な場合は本部から建築指導班へ連絡し、直ちに応急危険度判定士が判定を行う。
	－略－		－略－
	（２）避難状況の確認・報告 教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難~~勧告・~~指示の伝達を適切に実施する。		（２）避難状況の確認・報告 教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難指示の伝達を適切に実施する。
	－略－		－略－
	（３）避難所の運営		（３）避難所の運営
	－略－		－略－
	イ 避難者の把握 避難所開設時には、避難所担当の職員が~~自治会~~に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。		イ 避難者の把握 避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。
	－略－		－略－
	ウ 避難所の運営		ウ 避難所の運営

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>風-74</td><td>-略-
また、~~令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の感染リスクを下げるため、~~基本的感染予防対策に努めるものとする。</td><td></td><td>-略-
また、基本的感染予防対策に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>風-76</td><td>第５節 避難行動要支援者等の安全確保対策
<table><tr><td>１ 避難誘導等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、
社会福祉施設管理者、</td></tr><tr><td>２ 避難行動要支援者の支援</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学班</td></tr></table></td><td>風-74</td><td>第５節 避難行動要支援者等の安全確保対策
<table><tr><td>１ 避難誘導等</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、
社会福祉施設管理者、</td></tr><tr><td>２ 避難行動要支援者の支援</td><td>本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班<u>、公民館班</u></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>風-81</td><td>第６節 救助救急・医療救護活動
-略-
３ 医療救護
健康推進班は、~~健康推進課を拠点とし、~~大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。
（１） 救護本部の設置
~~市（~~健康推進班~~）~~は、市役所朝日庁舎会議室Ｂに木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。
-略-
（２） 初動医療体制</td><td>風-79</td><td>第６節 救助救急・医療救護活動
-略-
３ 医療救護
健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。
（１） 救護本部の設置
健康推進班は、市役所朝日庁舎会議室Ｂに木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。
-略-
（２） 初動医療体制
<u>ア 医療機関の状況把握と広報</u></td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
			健康推進班は、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局の被災状況及び稼働状況について把握し、受診可能な医療機関や薬局等の情報を住民に広報する。
			イ　救護所の設置
			健康推進班は、医療機関の稼働状況を把握し、君津健康福祉センターや君津木更津医師会と協議し、必要に応じて救護所の設置を行う。
	~~ア~~　救護班の編成		ウ　救護班の編成
	健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護所への~~救護班の編成・~~派遣を要請する。		健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。
	市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。		市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。
	~~イ　救護所の設置~~		エ　救護所の運営
	~~健康推進班は、救護所設置予定箇所に職員を派遣し、資器材の確保と必要な環境を確保する。~~		救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。
	~~ウ~~　救護所の運営		オ　医療用資器材の確保
	救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。		健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。
	~~エ~~　医療用資器材の確保		輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。
	健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。		カ　救護所の閉鎖
	輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて~~県内血液センターや日本赤十字社千葉県支部等~~に供給を依頼する。		健康推進班は、地域の医療機能が回復したら、救護所を閉鎖、巡回診療を終了する。
	~~オ~~　精神医療チームの派遣要請		キ　精神医療チームの派遣要請
	健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チー		健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チー

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	ム（ＤＰＡＴ）の活動拠点本部が設置された場合に、ＤＰＡＴの行う医療救護活動との調整を図るものとする。		ム（ＤＰＡＴ）の活動拠点本部が設置された場合に、ＤＰＡＴの行う医療救護活動との調整を図るものとする。
風-82	（５）妊婦への対応 健康推進班は、通常の分娩は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。	風-80	（５）妊婦への対応 健康推進班は、通常の分娩は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合**は**、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。
風-85	エ 警察官の交通規制等 -略- （イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わな~~かったり~~、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第 76 条の3） -略- （イ）自衛官等は、前項の命令~~をし~~又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。 カ 木更津海上保安署の海上交通規制 （ア）木更津港長（木更津海上保安署長）は、必要に応じ港内在泊船舶の~~避難勧告~~を行うほか、海上障害物が存在する場合、海上の状	風-83	エ 警察官の交通規制等 -略- （イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わな**いとき又は**、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第 76 条の3） -略- （イ）自衛官等は、前項の命令又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。 カ 木更津海上保安署の海上交通規制 （ア）木更津港長（木更津海上保安署長）は、必要に応じ港内在泊船舶の**港外避難又は湾外避難等の勧告・命令**を行うほか、海上障害

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	況に応じ巡視艇により海上の交通整理を実施し、必要ある場合は航行制限を実施する。		物が存在する場合、海上の状況に応じ巡視艇により海上の交通整理を実施し、必要ある場合は航行制限を実施する。
風-87	（２）港長（木更津海上保安署長） ①　台風等が木更津港に来襲し、災害の発生が予想される場合、「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。	風-85	（２）港長（木更津海上保安署長） ①　台風等が木更津港に来襲し、災害の発生が予想される場合、「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告・命令を行う。
風-89	第８節 救援物資供給活動 １ 応急給水 （１）飲料水の確保 ア 飲料水の確保 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。 水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。 河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。 イ 水源の水質検査及び保全 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。 -略- （２）給水活動の準備 ~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。 -略-	風-86	第８節 救援物資供給活動 １ 応急給水 （１）飲料水の確保 ア 飲料水の確保 本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。 水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。 河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。 イ 水源の水質検査及び保全 本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。 -略- （２）給水活動の準備 本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。 -略-

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>風-90</td><td>（３）給水方法
~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。
-略-
（４）給水広報
~~市~~は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報の広報を実施する。
また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。</td><td>風-87</td><td>（３）給水方法
本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。
-略-
（４）給水広報
本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。
また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。</td></tr>
<tr><td>風-92</td><td>第９節 広域応援の要請
<table><tr><td>１ 自治体等への応援要請</td><td>本部班、応援職員~~派遣~~班、職員班</td></tr><tr><td>２ 消防の広域応援要請</td><td>消防部</td></tr><tr><td>３ 上水道・下水道事業体の相互応援</td><td>下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>４ 労働力の確保</td><td>本部班、木更津公共職業安定所</td></tr><tr><td>５ 広域避難の要請・受入れ</td><td>本部班、市民班、住宅班</td></tr></table>１ 自治体等への応援要請
（１）県への応援要請
-略-
なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を</td><td>風-89</td><td>第９節 広域応援の要請
<table><tr><td>１ 自治体等への応援要請</td><td>本部班、応援職員支援班、職員班</td></tr><tr><td>２ 消防の広域応援要請</td><td>消防部</td></tr><tr><td>３ 上水道・下水道事業体の相互応援</td><td>下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団</td></tr><tr><td>４ 労働力の確保</td><td>本部班、木更津公共職業安定所</td></tr><tr><td>５ 広域避難の要請・受入れ</td><td>本部班、市民班、住宅班</td></tr></table>１ 自治体等への応援要請
（１）県への応援要請
-略-
なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、~~罹~~災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。		を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、り災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。
風-93	（５）受援計画の策定 ~~市~~は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。	風-90	（５）受援計画の策定 危機管理課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。
風-94	３　上水道・下水道事業体の相互応援 （１）上水道 ~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団~~と連携し~~、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。	風-91	３　上水道・下水道事業体の相互応援 （１）上水道 かずさ水道広域連合企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。
風-102	第１２節 帰宅困難者等対策 ４　帰宅困難者等への情報提供 ~~市~~は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイ	風-99	第１２節 帰宅困難者等対策 ４　帰宅困難者等への情報提供 本部班及びシティプロモーション班は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイ

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	ト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討する。		ト、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討する。
風-104	第１３節 保健衛生、防疫、廃棄物対策 １ 保健活動 健康推進班は、~~健康推進課を拠点とし、~~大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。 健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。 -略- ２ 飲料水の安全確保 ~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団~~及び~~君津健康福祉センターと連携し、~~地震~~の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。 -略-	風-101	第１３節 保健衛生、防疫、廃棄物対策 １ 保健活動 健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。 健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。 -略- ２ 飲料水の安全確保 かずさ水道広域連合企業団**は、**君津健康福祉センターと連携し、**災害**の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。 -略-
風-107	５ 動物対策 -略- （３）ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 ~~市~~は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及に努める。 環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となる	風-104	５ 動物対策 -略- （３）ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 **本部班**は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及に努める。 環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障とな

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	ペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。		るペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
風-111	２　被災宅地の危険度判定 被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や~~土砂災害危険箇所~~等の危険度判定を行う。 都市政策班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。 また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。	風-108	２　被災宅地の危険度判定 被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や**土砂災害警戒区域**等の危険度判定を行う。 都市政策班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。 また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
風-112	３　り災証明の交付 （１）住家の被災調査 ア　調査方法 資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、~~全壊・大規模半壊・半壊・一部破損~~の区分として、調査を行う。 火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。	風-109	３　り災証明の交付 （１）住家の被災調査 ア　調査方法 資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、**全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）**の区分として、調査を行う。 火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	■住家の被災調査の概要 ① 一次調査 外観目視調査により、床上浸水か否か~~を~~判定する。 ② 二次調査 床上浸水の場合、外部目視及び内部立入調査により判定する。		■住家の被災調査の概要 ① 一次調査 外観目視調査により、床上浸水か否か**及び浸水深により**判定する。 ② 二次調査 床上浸水の場合、外部目視及び内部立入調査により判定する。
風-113	第１５節 ライフライン関連施設等の応急復旧 １ 水道施設 ~~市は、~~かずさ水道広域連合企業団~~と連携し~~、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。 -略- ３ 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、~~市~~は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。 また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結し	風-110	第１５節 ライフライン関連施設等の応急復旧 １ 水道施設 かずさ水道広域連合企業団**は**、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。 -略- ３ 電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。 また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、**本部班**は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。 また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	た「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 -略-		した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 -略-
風-114	５　通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。 なお、~~市~~は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。 -略- ９　鉄道 -略-	風-111	５　通信施設 電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。 また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。 なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。 -略- ９　鉄道 -略-
風-115	（２）乗客の避難誘導 ア　駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から~~市指定避難場所への~~避難~~勧告~~があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難~~場~~所へ避難するよう案内する。	風-112	（２）乗客の避難誘導 ア　駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から避難指示があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難所等へ避難するよう案内する。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	イ　列車乗務員が行う旅客の避難誘導 　列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に~~婦女子~~に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 　また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、~~市（~~本部班~~）~~に報告する。		イ　列車乗務員が行う旅客の避難誘導 　列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 　また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。
風-122	第４章　災害復旧計画 第１節　被災者生活安定のための措置 １　被災者の生活確保 -略- （４）公営住宅の建設等 　災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。 ア　災害公営住宅の建設 　自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。 　~~市~~は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。	風-119	第４章　災害復旧計画 第１節　被災者生活安定のための措置 １　被災者の生活確保 -略- （４）公営住宅の建設等 　災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。 ア　災害公営住宅の建設 　自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。 　住宅班は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。
風-127	５　通信施設 （１）東日本電信電話㈱における復旧の順位 　災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた	風-124	５　通信施設 （１）東日本電信電話㈱における復旧の順位 　災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>順位にしたがって実施する。
■回線の復旧順位
第１順位
<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については~~各~~事業所毎に１契約回線以上
・ＺＣ以下の基幹回線の 10%以上</td></tr></table>第２順位
<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、~~各~~事業所~~ごと~~に１契約回線以上</td></tr></table></td><td></td><td>順位にしたがって実施する。
■回線の復旧順位
第１順位
<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については事業所毎に１契約回線以上
・ＺＣ以下の基幹回線の 10%以上</td></tr></table>第２順位
<table><tr><td>総合デジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、事業所に１契約回線以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>風-130</td><td>第３節 激甚災害の指定
１ 激甚災害に係る財政援助措置
市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。
激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年・中央防災会議決定）の２つがあり、この基準により指定を受ける。
~~市~~は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。</td><td>風-127</td><td>第３節 激甚災害の指定
１ 激甚災害に係る財政援助措置
市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。
激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年・中央防災会議決定）の２つがあり、この基準により指定を受ける。
本部班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。</td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
風-131	第４節 災害復興 １ 体制の整備 市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。	風-128	第４節 災害復興 １ 体制の整備 市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。**なお、復旧状況に応じて、災害対策本部の業務を引き続き行う。**

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	実施担当一覧 		実施担当一覧

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	実施担当一覧 		実施担当一覧
大-2	第２節　予防計画 -略- ２　防災空間の整備・拡大 -略- （２）都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。市街地整備課は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。 -略- ８　文化財の防火対策 -略-	大-2	第２節　予防計画 -略- ２　防災空間の整備・拡大 -略- （２）都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。市街地整備課は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて防災施設（かまどベンチやマンホールトイレ等）の設置や火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。 -略- ８　文化財の防火対策 -略-
大-4	（２）防火管理 　文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検につい	大-4	（２）防火管理 　文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	て消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。 また、毎年１月 26 日~~は~~文化財防火デー~~として~~、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。		巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。 また、毎年１月 26 日の文化財防火デーに合わせ、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。
大-6	第３節 応急対策計画 -略- ４ 消防活動 -略- （３）~~市~~及び消防部は、本市域外の発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。 -略- ７ 避難 （１）本部班は、火災が拡大し危険な区域に対し避難~~勧告・~~指示を行い、市及び県警察等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。	大-6	第３節 応急対策計画 -略- ４ 消防活動 -略- （３）本部班び消防部は、本市域外の発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。 -略- ７ 避難 （１）本部班は、火災が拡大し危険な区域に対し避難指示を行い、市及び県警察等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。
	第２章 林野火災対策 -略-		第２章 林野火災対策 -略-

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
大-8	第２節　予防計画 １　広報宣伝 -略- （２）学校~~教育による指導~~ ~~危機管理課及び~~消防本部~~は~~、小~~、~~中学校児童生徒に対し~~て~~、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための~~普及指導~~を行う。 -略-	大-8	第２節　予防計画 １　広報宣伝 -略- （２）学校における防災教育 学校教育課、消防本部、環境管理課、農林水産課は、小学校・中学校の児童生徒に対し、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための防災教育を行う。 -略-
大-9	８　総合的消防体制の確立 -略- （７）航空機による空中消火体制の整備 空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用い、自衛隊航空機等による支援を得て実施する。~~市~~は必要に応じ、航空機等による空中消火を県に要請し、被害の拡大防止に努める。	大-9	８　総合的消防体制の確立 -略- （７）航空機による空中消火体制の整備 空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用い、自衛隊航空機等による支援を得て実施する。消防部は必要に応じ、航空機等による空中消火を県に要請し、被害の拡大防止に努める。
大-11	第３節　応急対策計画 -略- ５　避難 本部班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難~~勧告・指示の~~指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。	大-11	第３節　応急対策計画 -略- ５　避難 本部班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	また、木更津警察署は、避難~~勧告・~~指示及び避難誘導について協力するものとする。		また、木更津警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。
	第３節 応急対策計画		第３節 応急対策計画
	－略－		－略－
	２ 危険物		２ 危険物
	－略－		－略－
	（２）市、県その他関係機関		（２）市、県その他関係機関
	－略－		－略－
大-18	エ 避難 本部班は、木更津警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、~~勧告、~~避難所の開設並びに避難所への収容を行う。	大-18	エ 避難 本部班は、木更津警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。
	－略－		－略－
	３ 高圧ガス		３ 高圧ガス
	－略－		－略－
	（２）市、県その他関係機関		（２）市、県その他関係機関
	－略－		－略－
大-19	エ 被害の拡大防止措置及び避難 （ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 （イ）本部班は、必要に応じ避難~~の勧告、~~指示を行う。	大-19	エ 被害の拡大防止措置及び避難 （ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 （イ）本部班は、必要に応じ避難指示を行う。
	－略－		－略－
	４ 火薬類		４ 火薬類
	－略－		－略－
	（２）市、県その他関係機関		（２）市、県その他関係機関
	－略－		－略－

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	ウ 被害の拡大防止措置及び避難 （ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 （イ）本部班は、必要に応じ避難~~の勧告、~~指示を行う。 -略- ５ 毒物劇物 -略- （２）市、県その他関係機関 -略-		ウ 被害の拡大防止措置及び避難 （ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 （イ）本部班は、必要に応じ避難指示を行う。 -略- ５ 毒物劇物 -略- （２）市、県その他関係機関 -略-
大-20	オ 避難 本部班は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難~~の勧告・~~指示を行う。	大-20	オ 避難 本部班は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難指示を行う。
大-21	第４章 油等海上流出災害対策 第１節 基本方針 -略- １ 対象災害 -略- （１）木更津市 -略- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難~~の勧告、~~指示	大-21	第４章 油等海上流出災害対策 第１節 基本方針 -略- １ 対象災害 -略- （１）木更津市 -略- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
	第３節 応急対策計画 -略- ３ 情報連絡活動 -略-		第３節 応急対策計画 -略- ３ 情報連絡活動 -略-

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
大-26	（３）市の活動 ~~市は、~~付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、消防部・消防団等と連携して海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を木更津海上保安署及び県に報告する。	大-26	（３）市の活動 付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、**本部班は、環境管理班、土木班、農林水産班、産業振興班、**消防部・消防団等と連携して海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を木更津海上保安署及び県に報告する。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	第３節 応急対策計画 -略- ２ 情報の収集伝達 海上事故災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、木更津警察署、木更津海上保安署等に連絡する。~~市~~は、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。 -略- ４ 各種活動 -略- （４）医療救護		第３節 応急対策計画 -略- ２ 情報の収集伝達 海上事故災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、木更津警察署、木更津海上保安署等に連絡する。**本部班**は、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。 -略- ４ 各種活動 -略- （４）医療救護
公-3 公-4	君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。~~市~~は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。	公-3 公-4	君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。**健康推進班**は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。
	第３節 応急対策計画 -略- ６ 交通規制 木更津警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。~~市~~は、市防災行政無線を通して広報に協力する。		第３節 応急対策計画 -略- ６ 交通規制 木更津警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。**本部班**は、市防災行政無線を通して広報に協力する。
	第３節 応急対策計画 -略- ７ 避難		第３節 応急対策計画 -略- ７ 避難
公-9		公-9	
公-13		公-13	

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	本部班は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難~~勧告・~~指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。 また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難所等を開設する。避難誘導に際しては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。		本部班は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。 また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難所等を開設する。避難誘導に際しては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。
公-19	３　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 -略- （６）避難 消防部及び木更津警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難~~勧告・~~指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。	公-19	３　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 -略- （６）避難 消防部及び木更津警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

【協　定　編】

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	なし	協－47	２８　災害時における段ボール製品の調達に関する協定　を追加
	なし	協－49	２９　災害時における水陸両用車両の貸与に関する協定書　を追加
	なし	協－51	３０　災害時における食料調達に関する協定書　を追加
	なし	協－55	３１　災害時における応急活動の協力に関する協定書　を追加
	なし	協－57	３２　災害時における石油類燃料の供給に関する協定　を追加
	なし	協－59	３３　災害時における電動車両等の支援に関する協定書　を追加
	なし	協－62	３４　電気自動車を活用したまちづくり連携協定書　を移動
協－48	２８　災害時における燃料等の供給に関する協定書	協－64	３５　災害時における燃料等の供給に関する協定書
協－50	２９　災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	協－66	３６　災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
協－52	３０　災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定	協－68	３７　災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定
	なし	協－69	３８　災害時の相互協力に関する協定書
	なし	協－72	３９　災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書
	なし	協－74	４０　災害時における応急対策の協力に関する協定書
協－53	３１　災害時等における船舶の使用等に関する協定書	協－76	４１　災害時等における船舶の使用等に関する協定書
協－54	３２　災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	協－77	４２　災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定
	なし	協－79	４３　災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定
協－56	３３　災害時等における CATV による災害情報の放送に関する協定書	協－81	４４　災害時等における CATV による災害情報の放送に関する協定書
協－57	３４　災害時における災害情報の放送に関する協定書	協－82	４５　災害時における災害情報の放送に関する協定書
		協－83	４６　防災行政無線等の活用に関する協定書

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
協－58	３５　災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定	協－84	４７　災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定
協－60	３６　災害に係る情報発信等に関する協定	協－86	４８　災害に係る情報発信等に関する協定
協－62	３７　災害等における公衆衛生活動に関する協定書	協－88	４９　災害等における公衆衛生活動に関する協定書
協－64	３８　災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	協－90	５０　災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書
協－66	３９　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	協－92	５１　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
協－68	４０　木更津海上保安署と消防機関との業務協定	協－94	５２　木更津海上保安署と消防機関との業務協定
協－69	４１　災害時における相互応援に関する協定書	協－95	５３　災害時における相互応援に関する協定書
協－70	４２　災害時相互応援等に関する協定書	協－96	５４　災害時相互応援等に関する協定書
協－72	４３　災害時における相互応援に関する協定書	協－98	５５　災害時における相互応援に関する協定書
協－74	４４　災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	協－100	５６　災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書
協－75	４５　災害時における消防用水等の確保に関する協定書	協－101	５７　災害時における消防用水等の確保に関する協定書
協－77	４６　船舶等火災における消火等の協力に関する協定書	協－103	５８　船舶等火災における消火等の協力に関する協定書
協－79	４７　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－105	５９　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－81	４８　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－107	６０　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－83	４９　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－109	６１　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－85	５０　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－111	６２　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－87	５１　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－113	６３　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－89	５２　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－115	６４　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－91	５３　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－117	６５　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－93	５４　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－119	６６　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－95	５５　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－121	６７　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協－97	５６　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協－123	６８　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
		協－125	６９　津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
協 - 99	５７　津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	協 - 127	７０　津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書
協 - 101	５８　津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	協 - 129	７１　津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
協 - 103	５９　災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書	協 - 131	７２　災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書
協 - 105	６０　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 133	７３　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 107	６１　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 135	７４　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 109	６２　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 137	７５　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 111	６３　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 139	７６　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 113	６４　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 141	７７　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 115	６５　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 143	７８　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 117	６６　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 145	７９　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 119	６７　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 147	８０　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
協 - 121	６８　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	協 - 149	８１　災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書
	なし	協 - 151	８２　災害発生時における施設利用等に関する協定書 151
協 - 123	６９　風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書	協 - 154	８３　風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書
協 - 125	７０　防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書	協 - 156	８４　防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書
協 - 127	７１　電気自動車を活用したまちづくり連携協定書		移動
協 - 129	７２　応急給水等に係る確認書	協 - 158	８５　応急給水等に係る確認書

【資　料　編】

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
資-1	１　条例・要綱等 １－１　木更津市防災会議条例 昭和 37 年 12 月 27 日条例第 43 号 最終改正 ~~平成 24~~ 年 ~~12~~ 月 ~~19~~ 日条例第 ~~41~~ 号 -略- ６　前項の委員の定数は、35 人以内とする。 -略- 附　則（~~平成 24~~ 年 ~~12~~ 月 ~~19~~ 日条例第 41 号）	資-1	１　条例・要綱等 １．１　木更津市防災会議条例 昭和 37 年 12 月 27 日条例第 43 号 最終改正 令和元年６月 29 日条例第４号 -略- ６　前項の委員の定数は、35 人以内とする。 -略- 附　則（令和元年６月 29 日条例第４号）
資-2	（施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （木更津市防災会議委員の任期の特例） ２　~~平成 26 年３月 31 日までの間において、第１条の規定による改正後の木更津市防災会議条例第３条第５項~~第９号の規定により~~委嘱~~された委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、~~平成 26 年３月 31 日~~までとする。	資-2	（施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （木更津市防災会議委員の任期の特例） ２　この条例の施行の日から令和３年２月 28 日までの間において、木更津市防災会議条例第３条第５項第８号又は第９号の規定により任命された委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、令和３年２月 28 日までとする。
資-3	１－２　木更津市防災会議運営要綱 昭和 47 年２月 28 日防災会議要綱第１号 最終改正 ~~平成 27~~ 年 ~~3~~ 月 ~~20~~ 日~~防災会議要綱第１~~号 -略- （事務局） 第４条　防災会議の事務を処理するため、事務局を総務部~~総務課~~に置く。	資-3	１．２　木更津市防災会議運営要綱 昭和 47 年２月 28 日防災会議要綱第１号 最終改正 令和３年３月 31 日告示第 74 号 -略- （事務局） 第４条　防災会議の事務を処理するため、事務局を総務部危機管理課に置く。

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	２　防災会議の庶務は、総務部~~総務課~~において処理する。 （補則） 第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。 附　則 （中略） 附　則（~~平成 27~~ 年３月 ~~20~~ 日~~防災会議要綱第１号~~） この~~要綱~~は、~~平成 27 年４月１日~~から施行する。		２　防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。 （補則） 第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。 附　則 （中略） 附　則（令和３年３月 31 日告示第 74 号） この告示は、公示の日から施行する。

旧（令和２年改訂版）

資-4

１－３ 木更津市防災会議委員名簿

該当号	機関名	職名	電話番号
1	市長	木更津市長	~~(23)~~7111
2	指定地方行政機関	関東農政局千葉県拠点地方参事官	043~~(224)~~5611
		海上保安庁木更津海上保安署長	~~(30)~~0118
3	自衛隊	陸上自衛隊高射教導隊第４高射中隊長	043~~(422)~~0221
		海上自衛隊航空補給処副処長	~~(23)~~2361
		航空自衛隊第４補給処木更津支処長	~~(41)~~1111
4	知事部内職員	君津地域振興事務所長	~~(23)~~1111
		君津土木事務所長	~~(25)~~5131
		君津健康福祉センター長	~~(22)~~3743
		木更津港湾事務所長	~~(25)~~5141
5	警察官	木更津警察署長	~~(22)~~0110
6	市長部局職員	副市長	~~(23)~~7111
		総務部長	〃
		企画部長	〃
		財務部長	〃
		市民部長	〃
		福祉部長	〃
		環境部長	〃
		経済部長	〃
		都市整備部長	〃
		~~水道部長~~	~~(23)0741~~
7	教育長	木更津市教育長	~~(23)~~7111
8	消防	木更津市消防長	~~(22)~~0119
		木更津市消防団長	〃
9	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社　木更津駅長	~~(22)~~3133
		東日本電信電話株式会社 千葉事業部千葉支店長	~~(23)~~4440
		東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社長	~~(23)~~3551
		東京瓦斯株式会社 千葉支社木更津事業所長	043~~(246)~~7705
10	その他公共的機関	一般社団法人君津木更津医師会会長	~~(22)~~3511
		一般社団法人木更津歯科医師会副会長	事務局~~(38)~~5725
		特定非営利活動法人 君津木更津薬剤師会薬業会理事	事務局~~(36)~~2294
11	自主防災組織を構成する者または学識経験者	木更津市自主防災組織連絡協議会会長	事務局~~(23)~~7094
12	市長が防災上必要と認める者	木更津市赤十字奉仕団委員長	事務局~~(25)~~2089
		木更津商工会議所常議員	~~(37)~~8700
		木更津市農業協同組合~~女性~~部長	~~(23)~~0501

新（令和３年改訂版）

資-4

１．３ 木更津市防災会議委員名簿

該当号	機関名	職名	電話番号
1	市長	木更津市長	23-7111
2	指定地方行政機関	関東農政局千葉県拠点地方参事官	043-224-5611
		海上保安庁木更津海上保安署長	30-0118
		銚子地方気象台長	0479-23-7705
3	自衛隊	陸上自衛隊高射教導隊第４高射中隊長	043-422-0221
		海上自衛隊航空補給処副処長	23-2361
		航空自衛隊第４補給処木更津支処長	41-1111
4	知事部局内職員	君津地域振興事務所長	23-1111
		君津土木事務所長	25-5131
		君津健康福祉センター長	22-3743
		木更津港湾事務所長	25-5141
5	警察官	木更津警察署長	22-0110
6	市長部局内職員	木更津市副市長	23-7111
		市長公室長	〃
		総務部長	〃
		企画部長	〃
		財務部長	〃
		市民部長	〃
		健康こども部長	〃
		福祉部長	〃
		環境部長	〃
		経済部長	〃
		都市整備部長	〃
7	教育長	木更津市教育長	23-7111
8	消防	木更津市消防長	22-0119
		木更津市消防団長	〃
9	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社　木更津駅長	22-3133
		東日本電信電話株式会社 千葉事業部千葉支店長	23-4440
		東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社長	23-3551
		東京瓦斯株式会社　千葉支社長	043-246-7705
10	その他指定地方公共機関	一般社団法人君津木更津医師会会長	22-3511
		一般社団法人木更津歯科医師会副会長	事務局 38-5725
		特定非営利活動法人 君津木更津薬剤師会薬業会理事	事務局 36-2294
11	自主防災組織を構成する者または学識経験者	木更津市自主防災組織連絡協議会会長	事務局 23-7094
12	市長が防災上必要と認める者	木更津市赤十字奉仕団委員長	事務局 25-2089
		木更津商工会議所常議員	37-8700
		木更津市農業協同組合総務部長	23-0501
		かずさ水道広域連合企業団技師長	38-3276
		木更津市消防団機能別分団女性部長	22-0119
		公益社団法人千葉県獣医師会（かずさ獣医師会）会長	30-9030

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>資-5</td><td>１－４　木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱
昭和 49 年 12 月 24 日　告示第 86 号
最終改正　~~平成 29~~ 年 ~~8~~ 月 ~~3~~ 日　告示第 ~~222~~ 号
-略-</td><td>資-5</td><td>１．４　木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱
昭和 49 年 12 月 24 日告示第 86 号
最終改正　令和元年 11 月 5 日告示第 175 号
-略-</td></tr>
<tr><td>資-6</td><td>附　則（~~平成 29~~ 年 ~~8~~ 月 ~~3~~ 日告示第 ~~222~~ 号）
この告示は、~~平成 30 年 4 月 1 日~~から施行する。

別表
<table><tr><th>事業種目</th><th>経費</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>危険住宅除却等事業</td><td>市内に存する危険住宅の移転を行う者が、当該危険住宅の除却等を行う場合に要する経費</td><td>１戸当たり ~~78~~ 万円</td></tr><tr><td>建物建設（購入）事業</td><td>危険住宅の移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅を市内に建設し、若しくは購入する費用（当該住宅に必要な土地を取得する場合にあつては、土地の取得に要する費用を含む。）の全部又は一部を金融機関から借り入れた場合、当該費用の借入れに係る利子（年利率 8.5 パーセント</td><td>１戸当たり ~~406~~ 万円（建物 ~~310 万~~円、土地 ~~96 万~~円）。ただし、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域にあつては、１戸当たり ~~708 万~~円（建物 ~~444 万~~円、土地 ~~206 万~~円、敷地造成 ~~58 万~~円）とする。</td></tr></table></td><td>資-6</td><td>附　則（令和元年 11 月 5 日告示第 175 号）
この告示は、公示の日から施行する。

別表
<table><tr><th>事業種目</th><th>経費</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>危険住宅除却等事業</td><td>市内に存する危険住宅の移転を行う者が、当該危険住宅の除却等を行う場合に要する経費</td><td>１戸当たり 975 千円</td></tr><tr><td>建物建設（購入）事業</td><td>危険住宅の移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅を市内に建設し、若しくは購入する費用（当該住宅に必要な土地を取得する場合にあつては、土地の取得に要する費用を含む。）の全部又は一部を金融機関から借り入れた場合、当該費用の借入れに係る利子（年利率 8.5 パーセント</td><td>１戸当たり 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）。ただし、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域にあつては、１戸当たり 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）とする。</td></tr></table></td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
	を限度とする。）に相当する経費		を限度とする。）に相当する経費
資-9	１－７　木更津市災害対策本部組織運営規程 昭和 46 年７月 23 日訓令第 12 号 最終改正 令和~~２~~年３月 ~~26~~ 日訓令第~~１~~号 -略-	資-9	１．７　木更津市災害対策本部組織運営規程 昭和 46 年７月 23 日訓令第 12 号 最終改正 令和３年３月 31 日訓令第２号 -略-
資-10	附　則（令和~~２~~年３月 ~~26~~ 日訓令第~~１~~号） この訓令は、令和~~２~~年４月１日から施行する。	資-10	附　則（令和３年３月 31 日訓令第２号） この訓令は、令和３年４月１日から施行する。
資-13	１－９　木更津市防災行政無線局管理運用規程 平成３年３月 30 日訓令第４号 最終改正 平成 ~~29~~ 年３月 ~~31~~ 日訓令第~~３~~号 -略- 第７条　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務に従事するとともに、総務部危機管理課に所属する無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。 ２　通信取扱責任者は、総務部危機管理課危機管理~~担当総括~~をもって充てる。 -略-	資-13	１．９　木更津市防災行政無線局管理運用規程 平成３年３月 30 日訓令第４号 最終改正 平成 31 年３月 29 日訓令第６号 -略- 第７条　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務に従事するとともに、総務部危機管理課に所属する無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。 ２　通信取扱責任者は、総務部危機管理課危機管理係長をもって充てる。 -略-
資-14	附　則（平成 ~~29~~ 年３月 ~~31~~ 日訓令第~~３~~号） この訓令は、平成 ~~29~~ 年４月１日から施行する。	資-14	附　則（平成 31 年３月 29 日訓令第６号） この訓令は、平成 31 年４月１日から施行する。
資-21	１－１３　木更津市避難行動要支援者支援実施要綱 平成 29 年３月 31 日告示第 97 号	資-21	１．１３　木更津市避難行動要支援者支援実施要綱 平成 29 年３月 31 日告示第 97 号 最終改正

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
			平成30年３月30日告示第91号
	－略－		－略－
	２　委員会は、危機管理課長、社会福祉課長、障害福祉課長、高齢者福祉課長その他委員長が認める者をもって組織する。		２　委員会は、危機管理課長、社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長その他委員長が認める者をもって組織する。
	－略－		－略－
	３　支援班は、危機管理課危機管理課長を班長とし、班員として社会福祉課長、障害福祉課長、高齢者福祉課長、消防総務課長、木更津市社会福祉協議会事務局長その他班長が必要と認める者をもって組織する。		３　支援班は、危機管理課長を班長とし、班員として社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、消防総務課長、木更津市社会福祉協議会事務局長その他班長が必要と認める者をもって組織
	－略－		－略－
	附　則		附　則
	~~（施行期日）~~		（中略）
	~~１　この告示は、平成29年４月１日から施行する。~~		附　則（平成30年３月30日告示第91号）
	~~（木更津市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会設置要綱及び木更津市災害時要援護者避難支援班設置要綱の廃止）~~		この告示は、平成30年４月１日から施行する。
	~~２　次に掲げる告示は、廃止する。~~		
	~~（１）　木更津市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会設置要綱（平成21年木更津市告示第273号）~~		

旧（令和 2 年改訂版）

資-30

3 災害対策

3．1 避難場所等一覧

指定避難所・指定緊急避難場所

	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				備考
					地震	津波	洪水	土砂	
1	木更津第一小学校	中央 1-11-1	23-1051	△	○	×	△	○	
2	木更津第二小学校	文京 5-6-24	23-2216	△	○	○	△	○	
3	東清小学校	菅生 114	98-0424	△	○	○	△	○	
4	西清小学校	長須賀 2445	22-2818	○	○	○	○	○	
5	南清小学校	ほたる野 3-5	98-3193	○	○	○	○	○	
6	清見台小学校	清見台南 1-15-1	98-2351	○	○	○	○	○	
7	岩根小学校	西岩根 8-1	41-1303	△	○	○	△	○	
8	高柳小学校	高柳 5932	41-2085	△	○	○	△	○	
9	八幡台小学校	八幡台 4-5-1	36-6696	○	○	○	○	○	
10	金田小学校	中島 2931-1	41-0009	△	○	○	△	○	
11	富来田小学校	真里谷 518	53-2004	○	○	○	○	○	
12	旧富岡小学校	下郡 1886		○	○	○	○	○	
13	祇園小学校	清川 1-1-1	98-3158	○	○	○	○	○	
14	畑沢小学校	畑沢南 2-16-1	36-3003	○	○	○	○	○	
15	請西小学校	請西 2-8-1	36-9331	△	○	○	△	○	
16	真舟小学校	真舟 2-6-1	36-0058	○	○	○	○	○	
17	中郷小学校	井尻 978	98-0824	△	○	○	△	○	
18	木更津第一中学校	中央 1-10-1	22-5321	△	○	×	△	○	
19	木更津第二中学校	請西 941	36-2280	○	○	○	○	○	
20	木更津第三中学校	永井作 1-1-1	23-2645	○	○	○	○	△	
21	岩根中学校	高柳 3-7-49	41-2096	△	○	○	△	○	
22	岩根西中学校	久津間 373	41-3681	△	○	○	△	○	
23	太田中学校	東太田 1-2-1	98-7001	○	○	○	○	○	
24	畑沢中学校	畑沢 1053-1	36-5021	○	○	○	○	○	
25	波岡中学校	大久保 3-9-1	36-0911	○	○	○	○	○	
26	鎌足中学校	矢那 2797	52-2092	○	○	○	○	○	
27	金田中学校	中島 2820	41-0032	△	○	○	△	○	
28	旧中郷中学校	有吉 932		△	○	○	△	○	
29	清川中学校	中尾 1096	98-0188	○	○	○	○	○	
30	富来田中学校	真里谷 275	53-2020	○	○	○	○	○	
31	文京公民館	文京 2-6-54	23-3836	△	○	○	△	○	
32	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	36-4010	○	○	○	○	○	
33	東清公民館	笹子 469-1	98-2919	△	○	○	△	○	
34	鎌足公民館	矢那 899-1	52-3111	△	○	○	△	○	

新（令和 3 年改訂版）

資-30

3 災害対策

3．1 避難場所等一覧

指定避難所・指定緊急避難場所

	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
					地震	津波	洪水	土砂	高潮
1	木更津第一小学校	中央 1-11-1	23-1051	△	○	×	×	○	×
2	木更津第二小学校	文京 5-6-24	23-2216	△	○	○	×	○	×
3	東清小学校	菅生 114	98-0424	△	○	○	×	○	○
4	西清小学校	長須賀 2445	22-2818	○	○	○	○	○	○
5	南清小学校	ほたる野 3-5	98-3193	○	○	○	○	○	○
6	清見台小学校	清見台南 1-15-1	98-2351	○	○	○	○	○	○
7	岩根小学校	西岩根 8-1	41-1303	△	○	○	×	○	×
8	高柳小学校	高柳 5932	41-2085	△	○	○	×	○	×
9	八幡台小学校	八幡台 4-5-1	36-6696	○	○	○	○	○	○
10	金田小学校	中島 2931-1	41-0009	△	○	○	×	○	×
11	富来田小学校	真里谷 518	53-2004	○	○	○	○	○	○
12	旧富岡小学校	下郡 1886		○	○	○	○	○	○
13	祇園小学校	清川 1-1-1	98-3158	○	○	○	○	○	○
14	畑沢小学校	畑沢南 2-16-1	36-3003	○	○	○	○	○	○
15	請西小学校	請西 2-8-1	36-9331	△	○	○	×	○	○
16	真舟小学校	真舟 2-6-1	36-0058	○	○	○	○	○	○
17	中郷小学校	井尻 978	98-0824	△	○	○	×	○	○
18	木更津第一中学校	中央 1-10-1	22-5321	△	○	×	×	○	×
19	木更津第二中学校	請西 941	36-2280	○	○	○	○	○	○
20	木更津第三中学校	永井作 1-1-1	23-2645	○	○	○	○	○	○
21	岩根中学校	高柳 3-7-49	41-2096	△	○	○	×	○	×
22	岩根西中学校	久津間 373	41-3681	△	○	○	×	○	×
23	太田中学校	東太田 1-2-1	98-7001	○	○	○	○	○	○
24	畑沢中学校	畑沢 1053-1	36-5021	○	○	○	○	○	○
25	波岡中学校	大久保 3-9-1	36-0911	○	○	○	○	○	○
26	鎌足中学校	矢那 2797	52-2092	○	○	○	○	○	○
27	金田中学校	中島 2820	41-0032	△	○	×	×	○	×
28	旧中郷中学校	有吉 932		△	○	○	×	○	○
29	清川中学校	中尾 1096	98-0188	○	○	○	○	○	○
30	富来田中学校	真里谷 275	53-2020	○	○	○	○	○	○
31	文京公民館	文京 2-6-54	23-3836	△	○	×	×	○	×
32	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	36-4010	○	○	○	○	○	○
33	東清公民館	笹子 469-1	98-2919	△	○	○	×	○	○
34	鎌足公民館	矢那 899-1	52-3111	△	○	○	×	○	○

	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				備考
					地震	津波	洪水	土砂	
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	△	○	○	△	○	
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	△	○	○	△	○	
37	岩根公民館	高柳 3-2-1	41-1184	△	○	○	△	○	
38	清見台公民館	清見台南 5-1-29	98-7654	○	○	○	○	○	
39	畑沢公民館	畑沢 1053-12	37-1005	○	○	○	○	○	
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	△	○	
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	△	○	
42	西清川公民館	永井作 2-11-12	23-0286	○	○	○	○	○	
43	波岡公民館	大久保 5-7-1	37-8515	○	○	○	○	○	
44	桜井公民館	桜井新町 4-2	30-7311	○	○	○	○	○	
45	市民体育館	貝渕 2-13-40	23-5822	△	✕	×	×	○	
46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	△	○	○	△	○	
47	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	23-0538	△	○	○	△	○	
48	木更津高等学校	文京 4-1-1	22-6131	△	○	○	△	○	
49	拓殖大学紅陵高等学校	桜井 1403	37-2511	○	○	○	○	○	
50	志学館中等部・高等部	真舟 3-29-1	37-3131	○	○	○	○	○	
51	木更津総合高等学校	東太田 3-4-1	30-5511	○	○	○	○	○	
52	清和大学短期大学部	東太田 3-4-2	37-5522	○	○	○	○	○	
53	座面公園	木更津 3-7	23-8467	×	○	✕	×	✕	
54	大関公園	畑沢 3-2	23-8467	×	○	×	✕	✕	
55	清見台中央公園	清見台南 4-5	23-8467	×	○	×	✕	✕	
56	貝渕公園	桜町 1-3	23-8467	×	○	×	✕	✕	
57	中清水公園	畑沢 4-4	23-8467	×	○	×	✕	✕	
58	桜井南公園	桜井 1595-2	23-8467	×	○	×	×	✕	
59	野際公園	清見台東 1-4	23-8467	×	○	×	✕	✕	
60	小櫃堰公園	祇園 358	23-8467	×	○	×	×	✕	
61	大久保公園	大久保 2-14	23-8467	×	○	×	✕	✕	
62	大作公園	八幡台 3-26	23-8467	×	○	×	✕	✕	
63	真舟中央公園	真舟 4-9	23-8467	×	○	×	✕	✕	
64	板取公園	畑沢南 5-10	23-8467	×	○	×	✕	✕	
65	八幡台中央公園	八幡台 4-3	23-8467	×	○	×	✕	✕	
66	江川総合運動場	江川 959-1	25-5319	×	○	×	×	✕	
67	江沢公園	清川 1-13	23-8467	✕	○	✕	✕	✕	
68	八崎公園	請西 3-2	23-8467	✕	○	✕	✕	✕	
69	港南台中央公園	港南台 2-17	23-8467	×	○	✕	✕	✕	
70	桜井運動場	桜井新町 4-2	25-5319	×	○	✕	✕	○	
71	道の駅「木更津 うまくたの里」	下郡 1369-1	23-8445	×	○	○	×	○	

	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
					地震	津波	洪水	土砂	高潮
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	△	○	○	×	○	○
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	△	○	○	×	○	○
37	岩根公民館	高柳 3-2-1	41-1184	△	○	○	×	○	×
38	清見台公民館	清見台南 5-1-29	98-7654	○	○	○	○	○	○
39	畑沢公民館	畑沢 1053-12	37-1005	○	○	○	○	○	○
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	×	○	×
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	×	○	○
42	西清川公民館	永井作 2-11-12	23-0286	○	○	○	○	○	○
43	波岡公民館	大久保 5-7-1	37-8515	○	○	○	○	○	○
44	桜井公民館	桜井新町 4-2	30-7311	○	○	○	○	○	○
45	市民体育館	貝渕 2-13-40	23-5822	△	○	×	×	○	×
46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	△	○	×	×	○	×
47	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	23-0538	△	○	×	×	○	×
48	木更津高等学校	文京 4-1-1	22-6131	△	○	○	×	○	○
49	拓殖大学紅陵高等学校	桜井 1403	37-2511	○	○	○	○	○	○
50	志学館中等部・高等部	真舟 3-29-1	37-3131	○	○	○	○	○	○
51	木更津総合高等学校	東太田 3-4-1	30-5511	○	○	○	○	○	○
52	清和大学短期大学部	東太田 3-4-2	37-5522	○	○	○	○	○	○
53	座面公園	木更津 3-7	23-8467	×	○	○	×	○	×
54	大関公園	畑沢 3-2	23-8467	×	○	○	○	○	○
55	清見台中央公園	清見台南 4-5	23-8467	×	○	○	○	○	○
56	貝渕公園	桜町 1-3	23-8467	×	○	○	○	○	○
57	中清水公園	畑沢 4-4	23-8467	×	○	○	○	○	○
58	桜井南公園	桜井 1595-2	23-8467	×	○	×	×	○	×
59	野際公園	清見台東 1-4	23-8467	×	○	○	○	○	○
60	小櫃堰公園	祇園 358	23-8467	×	○	○	×	○	○
61	大久保公園	大久保 2-14	23-8467	×	○	○	○	○	○
62	大作公園	八幡台 3-26	23-8467	×	○	○	○	○	○
63	真舟中央公園	真舟 4-9	23-8467	×	○	○	○	○	○
64	板取公園	畑沢南 5-10	23-8467	×	○	○	○	○	○
65	八幡台中央公園	八幡台 4-3	23-8467	×	○	○	○	○	○
66	江沢公園	清川 1-13	23-8467	×	○	○	○	○	○
67	八崎公園	請西 3-2	23-8467	×	○	○	×	○	○
68	江川総合運動場	江川 959-1	25-5319	×	○	×	×	○	×
69	港南台中央公園	港南台 2-17	23-8467	×	○	○	○	○	○
70	桜井運動場	桜井新町 4-2	25-5319	×	○	○	○	○	○
71	道の駅「木更津 うまくたの里」	下郡 1369-1	23-8445	×	○	○	×	○	○

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和 2 年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和 3 年改訂版）</th></tr>
<tr><td></td><td>（注 1）“△”は、災害の想定規模により、危険と判断した場合は、開設しない場合があることを示す。
~~（注 2）洪水については、千葉県が公表した「想定し得る最大規模の降雨」の浸水想定区域内を“△”とする。~~</td><td></td><td>（注 1）“△”は、災害の想定規模により、危険と判断した場合は、開設しない場合があることを示す。
（注 2）災害規模や各施設の被害状況により危険と判断した場合は、“○”がついている施設であっても開設しない場合がある。</td></tr>
<tr><td>資-33</td><td>津波避難ビル
-略-<table><tr><td>12</td><td>ホテルロイヤルガーデン木更津</td><td>大和 1-8-14</td><td>7階</td><td>2階~7階</td><td>180</td></tr><tr><td>13</td><td>東京湾アクアライン管理事務所</td><td>中島 2533</td><td>(海抜 10m)</td><td>駐車場敷地（屋内部）</td><td>280</td></tr><tr><td>14</td><td>海上自衛隊航空補給処</td><td>江川無番地</td><td>3階</td><td>Z-1 倉庫 3 階</td><td>150</td></tr></table></td><td>資-33</td><td>津波避難ビル
-略-<table><tr><td>13</td><td>東京湾アクアライン管理事務所</td><td>中島 2533</td><td>(海抜 10m)</td><td>駐車場敷地（屋内部）</td><td>280</td></tr><tr><td>14</td><td>海上自衛隊航空補給処</td><td>江川無番地</td><td>3 階</td><td>Z-1 倉庫 3 階</td><td>150</td></tr><tr><td>15</td><td>木更津ワシントンホテル</td><td>大和 1-2-1</td><td>2 階</td><td>レストラン、宴会場及び共用部</td><td>244</td></tr></table></td></tr>
</table>

旧（令和２年改訂版）		新（令和３年改訂版）	
資-39	３－７ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設	資-39	３．７ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設 一覧表の差し替え 修正後の計画書を参照

分類	施設名	住所	電話番号	定員	危険区域名
老人福祉（保健）施設	中郷記念館	井尻 951	0438-97-2721	104	小櫃川浸水想定区域
	かもめの森	伊豆島 671	0438-97-1811	80	矢那川浸水想定区域
	さつき園	長須賀 1219	0438-23-2555	130	小櫃川浸水想定区域
	さざなみ苑	中島 2357-1	0438-41-7294	29	小櫃川浸水想定区域
	しおかぜ	岩根 2-2261-10	050-3774-5391	29	小櫃川浸水想定区域
	いわね潮の香園	万石 146-1	0438-53-8417	29	小櫃川浸水想定区域
	望星さつき苑	大和 1-4-18	0438-97-5271	20	矢那川浸水想定区域
	メディケアーさざなみ	中島 2366-1	0438-40-1605	100	小櫃川浸水想定区域
	ケア・センターきさらづ	長須賀 1239	0438-22-5544	170	小櫃川浸水想定区域
	ケアハウスかがやきの郷	井尻 951	0438-97-2721	30	小櫃川浸水想定区域
	ケアハウスグリーンパレス	長須賀 1305-1	0438-22-888	50	小櫃川浸水想定区域
	千楽苑	中央 3-3-5	0438-22-5155	15	小櫃川浸水想定区域
	徳丸	文京 1-4-20	0438-20-2090	13	矢那川浸水想定区域
	アビタシオン木更津一番館	金田東 4-11-1	0438-97-6677	150	小櫃川浸水想定区域
	安心ハウス絆・木更津弐号館	江川字下沼 523-1	436-25-121	22	小櫃川浸水想定区域
	ロフ壱番館	大和 2-12-10	0438-25-2890	10	矢那川浸水想定区域
	やすらぎの里いすけ	中島 2337-2	0438-40-5488	20	小櫃川浸水想定区域
	介護館	木更津字若松 973-1	0438-23-2590	12	小櫃川浸水想定区域
障害者福祉施設	第２ヒマワリ	岩根 4-6-10	0438-41-7880	3	小櫃川浸水想定区域
	ヒマワリ	岩根 4-6-9	0438-41-3766	4	小櫃川浸水想定区域
児童福祉施設	のぞみ牧場学園	真里谷 2734-1	0438-53-5222	30	土砂災害特別警戒区域（Ⅲ-1251）
	野の花の家	真里谷 1880-5	0438-53-2787	52	土砂災害特別警戒区域（Ⅱ-5903）
保育所	吾妻保育園	吾妻 2-10-7	0438-22-6756	60	小櫃川浸水想定区域
	わかば保育園	大和 3-2-4	0438-23-5428	120	矢那川浸水想定区域
	久津間保育園	久津間 1084	0438-41-4405	90	小櫃川浸水想定区域
	長須賀保育園	長須賀 1309	0438-22-3447	210	小櫃川浸水想定区域
幼稚園	木更津社会館保育園	富士見 3-8-3	0438-22-3659	120	矢那川浸水想定区域
	岩根みどり幼稚園	岩根 3-10-9	0438-41-211	440	小櫃川浸水想定区域
	きさらづ幼稚園	太田 2-1-1	0438-22-3346	190	土砂災害特別警戒区域（Ⅰ-1169）
	清和大学附属金田幼稚園	中島 1250	0438-41-151	100	小櫃川浸水想定区域
	高柳幼稚園	高柳 2-11-9	0438-41-1555	240	小櫃川浸水想定区域
病院等	荻原病院	木更津 1-1-36	0438-22-5111	154	矢那川浸水想定区域
	上総記念病院	新田 1-11-25	0438-22-7111	98	矢那川浸水想定区域
	築丸病院	富士見 2-7-1	0438-25-381	69	矢那川浸水想定区域
	石井病院	新田 1-5-31	0438-22-2240	46	矢那川浸水想定区域
	加藤病院	高柳 2-12-31	0438-41-2276	36	小櫃川浸水想定区域
	木更津病院	岩根 2-3-1	0438-41-1551	369	小櫃川浸水想定区域
	重城病院	万石 341-1	0438-41-6411	42	小櫃川浸水想定区域
	木更津クリニック	大和 1-4-18	0438-20-2021	19	矢那川浸水想定区域

<table>
<tr><th colspan="2">旧（令和２年改訂版）</th><th colspan="2">新（令和３年改訂版）</th></tr>
<tr><td>資-46</td><td>５－２　土砂災害(特別)警戒区域

<table>
<tr><th>箇所番号</th><th>指定箇所</th><th>区域名</th><th>自然現象の種類</th><th>告示日</th><th>警戒区域番号</th><th>特別警戒区域番号</th></tr>
<tr><td>Ⅰ-1172</td><td>真里谷</td><td>真里谷</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成22年5月14日</td><td>千第400号</td><td>千第402号</td></tr>
<tr><td>Ⅰ-1174</td><td>茅野七曲，茅野</td><td>茅野七曲</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成22年5月14日</td><td>千第400号</td><td>千第402号</td></tr>
<tr><td>Ⅱ-5936</td><td>茅野七曲</td><td>茅野七曲1</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成22年5月14日</td><td>千第400号</td><td>千第402号</td></tr>
<tr><td>Ⅲ-0807</td><td>茅野七曲，山本七曲，茅野</td><td>茅野七曲13</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成22年5月14日</td><td>千第400号</td><td>千第402号</td></tr>
<tr><td>Ⅰ-1169</td><td>太田一丁目，太田二丁目</td><td>太田</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成24年3月30日</td><td>千第232号</td><td>千第237号</td></tr>
<tr><td>Ⅰ-150001</td><td>太田二丁目，太田三丁目</td><td>太田2</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成24年3月30日</td><td>千第232号</td><td>千第237号</td></tr>
<tr><td>Ⅱ-5903</td><td>真里谷</td><td>真里谷7</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成24年3月30日</td><td>千第232号</td><td>千第237号</td></tr>
<tr><td>Ⅲ-1251</td><td>真里谷</td><td>真里谷12</td><td>急傾斜地の崩壊</td><td>平成24年3月30日</td><td>千第232号</td><td>千第237号</td></tr>
<tr><td>Ⅱ-20600902</td><td>茅野七、山本七曲</td><td>西ノ谷沢</td><td>土石流</td><td>令和2年2月18日</td><td>千第62号</td><td>特別警戒区域なし</td></tr>
<tr><td>Ⅱ-22503102</td><td>君津市山本、木更津市下郡</td><td>市ノ沢1</td><td>土石流</td><td>令和2年11月10日</td><td>千第607号</td><td>千第608号</td></tr>
</table>
</td><td>資-51</td><td>５－２　土砂災害(特別)警戒区域

一覧表の差し替え
修正後の計画書を参照</td></tr>
<tr><td>なし</td><td>なし</td><td>資-94</td><td><u>７　被害調査班担当区域</u>

<table>
<tr><td>市長公室</td><td>大久保・八幡台・羽鳥野・上島田・中島田・下島田</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>岩根・高砂・本郷・高柳・若葉町・中島・鳳倉・鮮戸・生込・中野・北浜町・金田東・潮見・築地・木材港・潮浜・新港</td></tr>
<tr><td>企画部</td><td>太田・東太田・長須賀・永井作・祇園・清見台・清見台東・清見台南</td></tr>
<tr><td>財務部</td><td>菅生・清川・鎌・犬成・中尾・伊豆島・ほたる野・笹子・日の出町・文京・幸町・桜町・請西・請西東・請西南・真舟・千束台</td></tr>
<tr><td>市民部</td><td>中里・江川・西岩根・久津間・万石</td></tr>
<tr><td>健康こども部</td><td>畑沢・畑沢南・港南台・小浜</td></tr>
<tr><td>福祉部</td><td>矢那・草敷・かずさ鎌足</td></tr>
<tr><td>環境部</td><td>新田・富士見・中央・新宿・吾妻・貝渕</td></tr>
<tr><td>経済部</td><td>発災前後から市内全域対応</td></tr>
<tr><td>都市整備部</td><td>発災前後から市内全域対応</td></tr>
<tr><td>教育部</td><td>上望陀・下望陀・有吉・大寺・十日市場・井尻・曽根・牛袋野・牛袋</td></tr>
<tr><td>特命部</td><td>朝日・木更津・東中央・大和・桜井・桜井新町</td></tr>
<tr><td>富来田連絡所</td><td>大福・真里・下内橋・戸国・茅野・茅野七曲・山本七曲・真里谷・田川・佐野・下郡・根岸・上根岸・下宮田</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>